

下水道事業の広域化・共同化について

平成30年2月

国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部

目次

1. 広域化・共同化の概要
2. 広域化・共同化の事例について

1. 広域化・共同化の概要

○なぜ今、広域化・共同化が必要なのか？

下水道事業における主な課題

	課題
ヒト	執行体制の脆弱化 職員減少
モノ	施設の老朽化
カネ	厳しい財政状況
その他	災害対応 等

広域化・共同化の実施

効果・メリットの例

- ・執行体制の強化、最適化
- ・事務負担の軽減
- ・技術継承、サービスの向上
- ・新築・改築更新負担の軽減
- ・業務効率化
- ・コスト削減
- ・収入増加
- ・災害時の協力体制の構築
- ・地元企業の育成

下水道を含む
汚水処理
の持続性の
確保が可能

○下水道事業における広域化・共同化は、全国で約460事例。

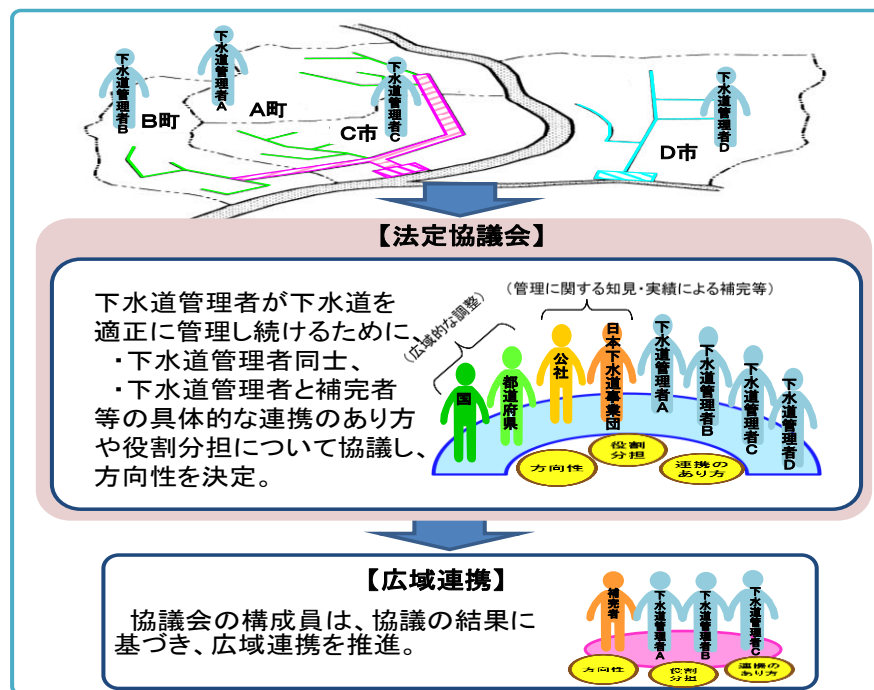
○広域化・共同化により、多くの定性的・定量的効果、メリットが確認されている。

協議会制度の創設（改正下水道法）

○改正下水道法（第31条の4）においては、複数の下水道管理者による広域的な連携に向けた「協議の場」としての協議会制度を創設（国、公社、日本下水道事業団等の参画も可能）。

○協議会の設立事例（平成29年度末時点）

- ・大阪府内の4市町村（富田林市、太子町、河南町、千早赤阪村）：平成28年8月5日に全国初の協議会を設置し、事務の広域化を検討。
- ・埼玉県：平成28年11月25日に埼玉県、県内56市町村、一部事務組合、埼玉県下水道公社が全国2例目の協議会を設置し、経営管理、災害対応への取組み、下水汚泥の共同処理を検討。
- ・長崎県：平成29年3月17日に長崎県、県内下水道管理者による3例目の協議会が設置され、汚泥の共同処理等について検討。
- ・兵庫県：平成29年8月29日に兵庫県、県内市町、事務組合等による協議会が設置され、施設の共同化・統廃合等について検討



大阪府内の4市町村で設置された全国初の協議会

- 4市町村では、人口減少による使用料収入の減少、老朽化施設の急増による維持管理費用の増加、ベテラン職員の退職による技術力の低下等が課題
- 各課題に各市町村が単独で対応していくには限界があるため、事務の広域化を検討。そのための協議の場として、協議会を設置。



平成28年8月5日に開催された協議会の出席者

- 持続可能な下水道事業の運営に向け、「経済・財政再生計画改革工程表2017改定版」(平成29年12月決定)において、全ての都道府県における平成34年度までの「広域化・共同化計画」策定を目標として設定。
- 都道府県に対して、関係4省(総務省、農水省、国交省、環境省)連名にて下記2点を要請(平成30年1月17日)。
 - ・ **全ての都道府県における平成34年度までの「広域化・共同化計画」策定**
 - ・ **平成30年度早期の管内全市町村等が参加する検討体制構築**

平成30年度予算より、
社交金交付要件に追加予定

【広域化・共同化計画の位置付け】

- 都道府県構想を構成する「整備・運営管理手法を定めた整備計画」の一部とする。

都道府県構想

- 汚水処理の役割分担
- 整備・運営管理手法を定めた整備計画

・10年概成アクションプラン

・長期的(20～30年)な整備・運営管理内容

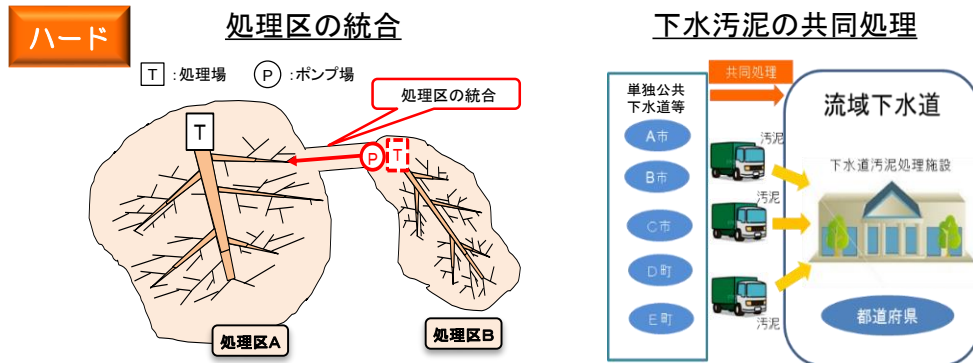
広域化・共同化計画

● 連携項目(ハード・ソフト)/スケジュール等を記載

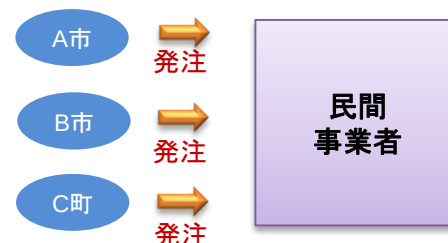
- ・ 短期的(5年程度)、中期的(10年程度)な実施計画
- ・ 長期的な方針(20～30年)

【今後の支援】

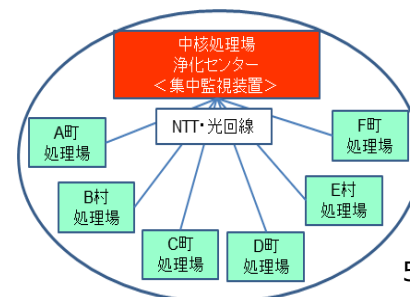
- 平成30年度予算において、計画策定から取組までを総合的に支援する「下水道広域化推進総合事業」の創設。
- 先行して計画策定に取り組む5県(秋田県、岩手県、静岡県、島根県、熊本県)の検討成果を水平展開。



ソフト 維持管理業務の共同化



ICT活用による集中管理



広域化・共同化計画

○広域化・共同化計画には、広域化に関わる市町村や流域、連携項目（ハード・ソフト）、スケジュール（短期、中期、長期）等を記載。

広域化・共同化計画（〇〇県 〇〇地区）〔アウトプットイメージ〕

広域化に関わる市町村、流域等	広域的な連携メニュー	連携に関わる施設名等	メニューに対するスケジュール（年度）					
			2018	短期（～5年間）		中期（～10年間）		長期的な方針（～30年間）
				2020	2024	2025	2029	
〇〇流域（〇〇市、〇〇町）	処理場の維持管理の共同化	〇〇処理場、×処理場	検討体制の構築					・先行事例を県内他地域での適応に向けて協議会等で検討
△△流域（〇〇市、〇〇町）	ICT整備、活用による維持管理の共同化	〇〇処理場、×処理場						
××市、〇〇市、〇町	公社活用による共同化の推進	〇〇処理場、×処理場						
××市、〇〇市	維持管理業者の共同選定							
〇〇県（流域）、〇〇市（流域関連）	関連市町村の管渠を都道府県が一体的に維持管理	流域：〇〇県管理の幹線管渠 流域関連：〇〇市の管渠						
××市、〇〇市、〇町	維持管理を共同化し、包括民間委託を実施	（農集）〇〇処理場 （下水）〇〇処理場						
××市、〇〇市、〇町	汚泥処理施設の共同化・汚泥燃料化施設の設置	〇〇処理場、×処理場				・施設規模検討	・地方自治法事務委託手続き ・整備着手	
××市	公共下水道と農業集落排水との統廃合	〇〇下水処理場、×農業処理場						

地方公共団体における汚水処理の広域化を促進するため、計画策定から取組までを総合的に支援する「下水道広域化推進総合事業」を創設。

背景

- 下水道を含む地域の汚水処理の持続可能性確保に向け、広域化・共同化による一層の事業効率化が必要。

事業創設

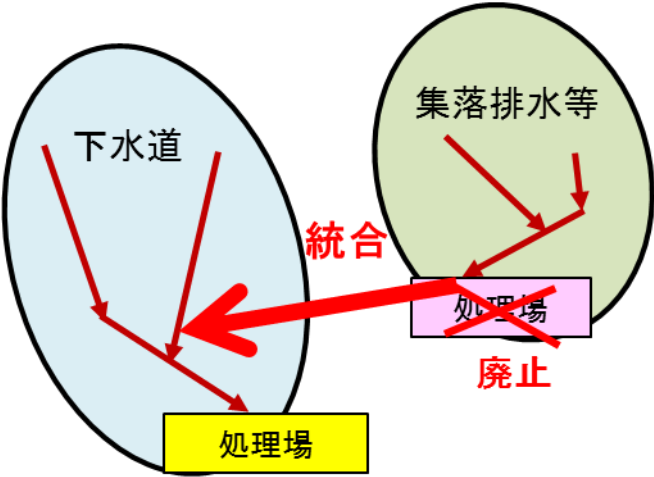
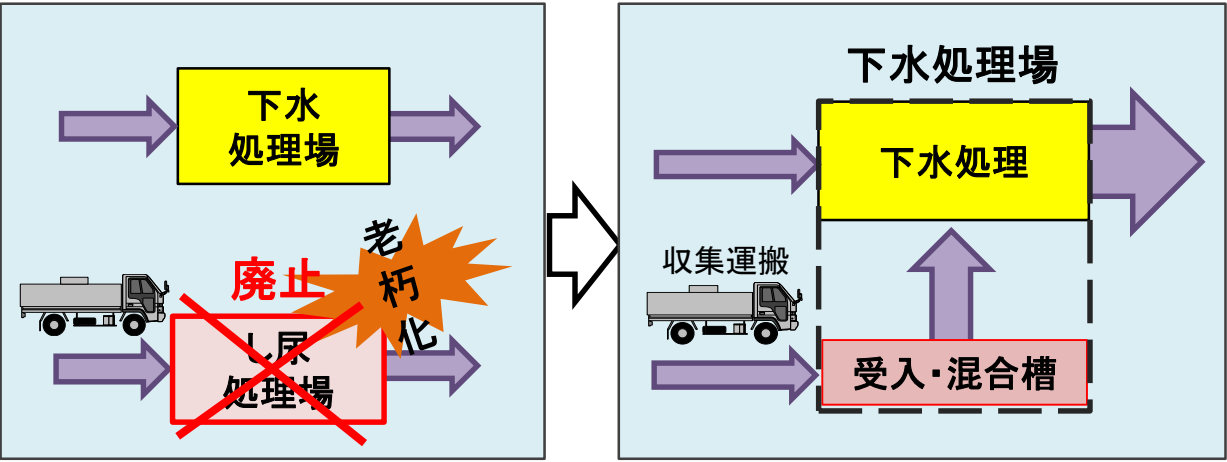
- 広域化支援に係る既存の個別制度を統合して計画策定から事業実施まで一体的に支援する「下水道広域化推進総合事業」を創設。
- 施設の統合に必要な管渠について交付対象範囲を拡充。
また、し尿等の受入施設を交付対象に追加。

＜広域化に係る計画策定＞



＜処理区の統合＞

＜し尿受入れ施設の整備＞



下水道事業の広域化・効率化や下水汚泥のエネルギー・農業利用を計画的に進めるとともに、PPP/PFI手法の導入を促進するため、これらの取組の計画策定を支援する下水道地域活力向上計画策定事業を創設する。

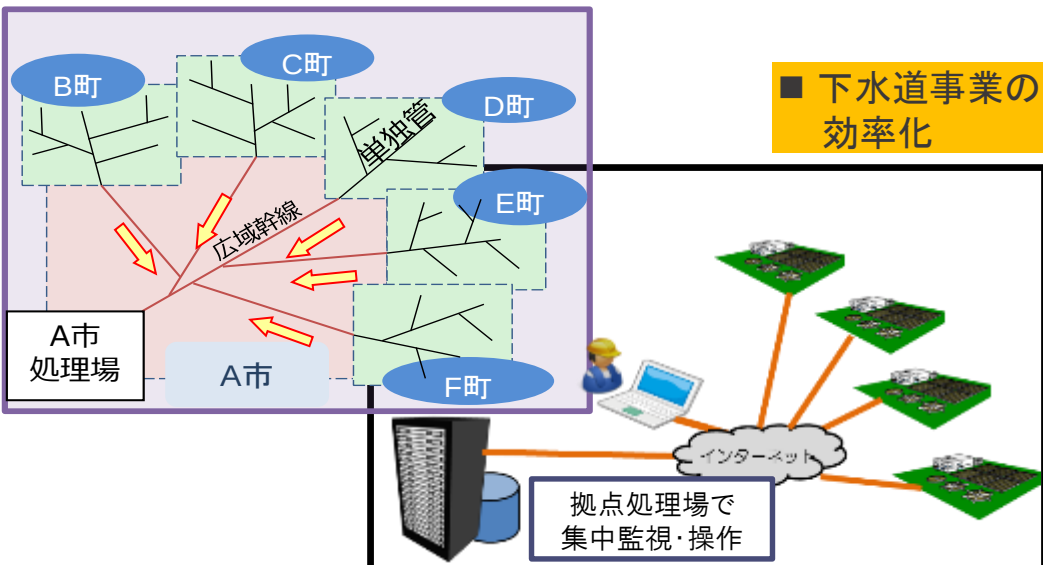
下水道事業の広域化に係る計画

PPP/PFI手法やICTの活用を含む下水道施設の整備・管理の広域化・効率化に係る計画策定について支援を行う。

交付対象：下水道施設の整備・管理の広域化・効率化に係る計画策定を実施する下水道管理者

国 費 率：2分の1

■ 下水道施設の広域化



下水汚泥のエネルギー・農業利用に係る計画

PPP/PFI手法の活用を前提とした下水汚泥のエネルギー・農業利用に係る計画策定について支援を行う。

交付対象：下水汚泥のエネルギー・農業利用に係る計画策定を実施する下水道管理者

国 費 率：2分の1

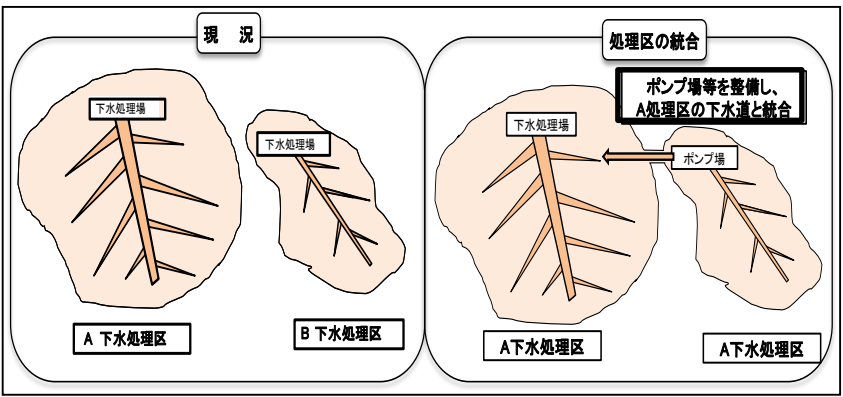
■ 下水汚泥の農業利用



【参考】事業の効率化に向けた国土交通省等の支援（制度による支援）

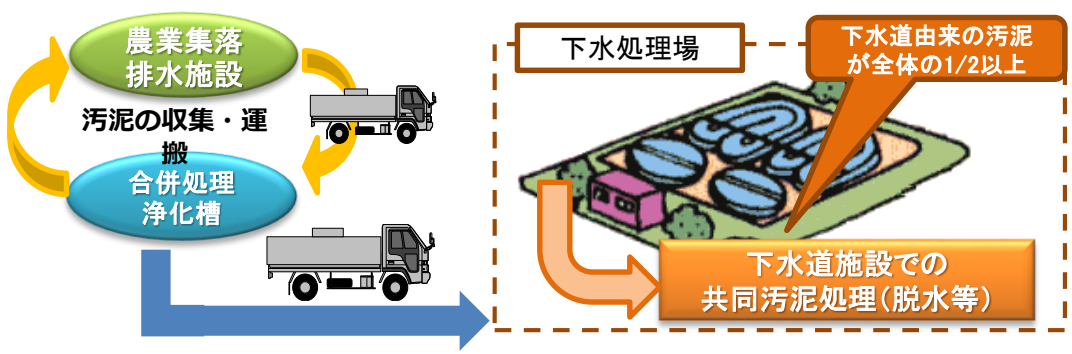
① 下水道整備推進重点化事業の拡充(平成28年～)

- 効率的な下水処理の整備・運営管理推進の観点から、既設の下水処理場を他の下水処理場へ統合する場合に必要な経費への支援を拡充し、地方公共団体の下水処理の効率化を促進する。
- 処理区の統合にあたって必要となるポンプ施設及び管渠の整備を支援し、地方公共団体の下水処理の効率化を推進



② 汚水処理施設共同整備事業(MICS)

- 下水道や農業集落排水施設等、複数の汚水処理施設が共同で利用できる施設を整備することにより、効率的な汚水処理施設の整備を図る（1995年～）。
- 処理人口および処理水量の1／2以上を下水道が処理対象としている地域において、共同で利用できる施設を下水道事業で整備する。



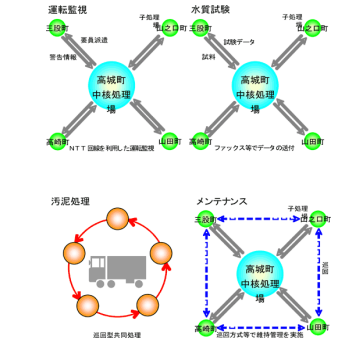
③ 特定下水道施設共同整備事業(スクラム)

- 複数の市町村により、広域的に下水道施設の共同化・共通化を図ることで、効率的かつ経済的な下水道施設整備を推進する（移動式脱水車、乾燥車、共同汚泥処理施設等）（1993年～）。



移動脱水車

保守点検



出典) 国土交通省九州地方整備局

(http://www.qsr.mlit.go.jp/n-park/city/index_e03_h.html)

④ 流域下水汚泥処理事業

- 都道府県が事業主体となり、広域的な観点から、流域下水道及び周辺の公共下水道から発生する下水汚泥を集約処理するとともに、資源化再利用の推進を行う（1996年～）。

流域下水汚泥処理事業のイメージ



出典) 今後の汚水処理のあり方に関する検討会 有識者等委員会

第4回 資料4-1_汚水処理施設の効率的な整備や維持管理推進のための手法はどうあるべきか (http://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewage/crd_sewera ge tk_000156-1.html)

平成29年度より、下水道事業のさらなる効率化に向け、コンセッション方式をはじめとするPPP／PFI手法の活用や汚水処理施設の広域化を一層推進するため、社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の交付にあたって要件化。

要件化の内容

- ① 人口20万人以上の地方公共団体において、下水処理場における各施設の改築を行うにあたっては、予めコンセッション方式の導入に係る検討を了していることを交付要件化。
- ② すべての地方公共団体において下水処理場における各施設の改築を行うにあたっては、予め当該処理場の統廃合に係る検討を了していることを交付要件化。
- ③ 人口20万人以上の地方公共団体において、汚泥有効利用施設の新設を行うにあたっては、原則としてPPP/PFI手法（コンセッション、PFI、DBO、DB）を活用することを交付要件化。

平成30年度より、コンセッションをはじめとするPFIの導入やICT活用等による経営効率化に資するよう、以下の取組を社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の交付にあたって要件化。

要件化の内容

- ① 平成34年度までに、全ての都道府県において、広域化・共同化に関する計画（施設・処理区の統合、維持管理業務の共同化、下水汚泥の共同処理、ICT活用による集中管理等）を策定することを交付要件化。このため、各都道府県及び市町村は連携し、平成30年度に策定の検討に着手することを交付要件化。
- ② 公営企業会計の適用について、検討未着手の地方公共団体（人口3万人未満の団体を含む）は、平成30年度に適用の検討に着手することを交付要件化。また、人口3万人以上の団体は、平成32年度までに適用、人口3万人未満の団体はできる限り適用することを交付要件化。

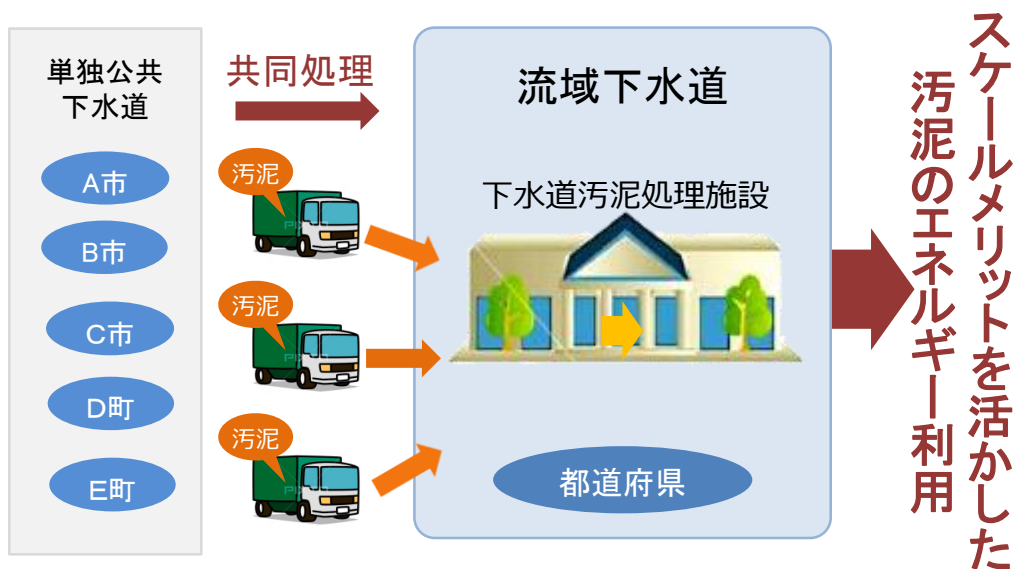
（注）人口3万人以上の団体は、平成32年度までの適用、人口3万人未満の団体は、できる限り適用することを総務省が要請済（平成27年1月）。

1) 施設の共同化・統廃合

- 近隣の処理施設を統合することで、施設更新や維持管理に係るコストを低減するとともに、従来より少人数での施設管理を可能とする
- 人口減少・計画見直しに伴う施設の稼働率低下への対策となる

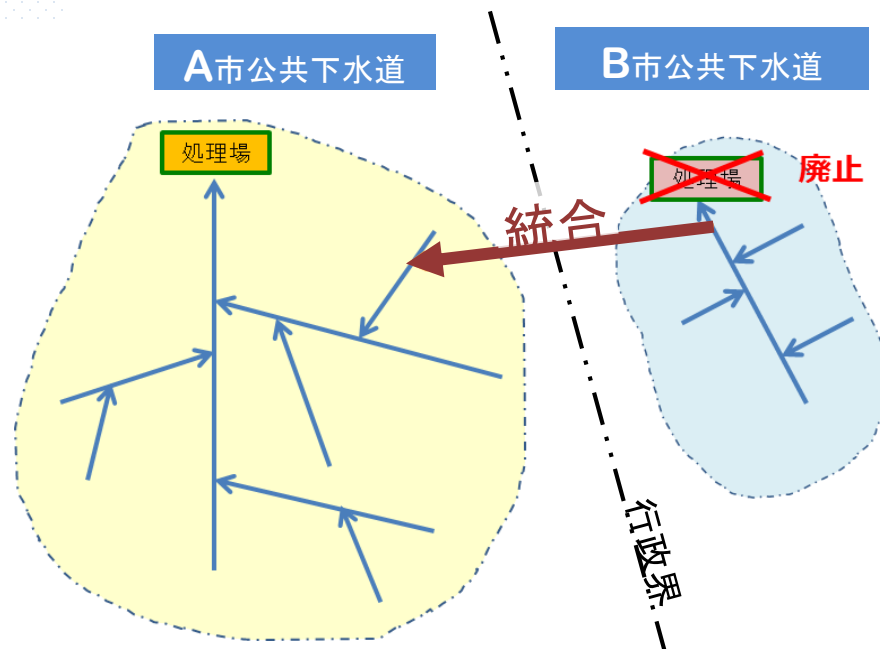
① 汚泥処理の共同化

(例) 既設の流域下水道の汚泥処理施設に、
単独公共下水道や集落排水の汚泥を受け入れる
(あるいは、汚泥受入を前提とした規模で改築を行う)



② 污水处理施設の統廃合

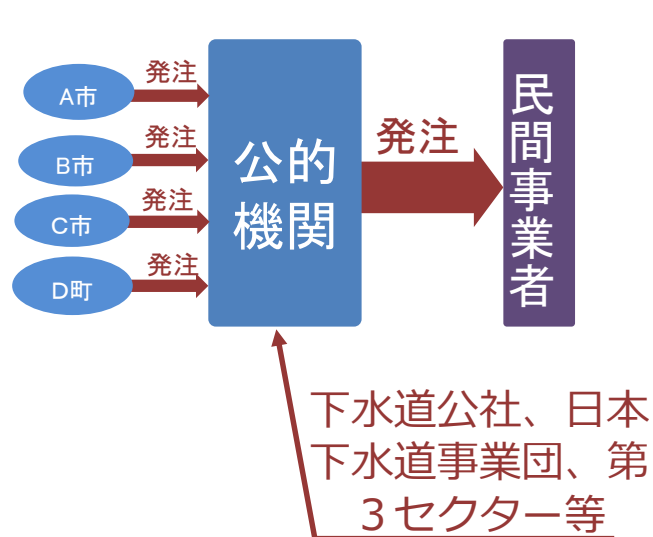
(例) 隣接する污水处理施設を統廃合し、汚水を受け入れる（ただし、受け入れるための管渠やポンプ施設の設置が必要となる）



2) 維持管理の共同化、事務の共同化

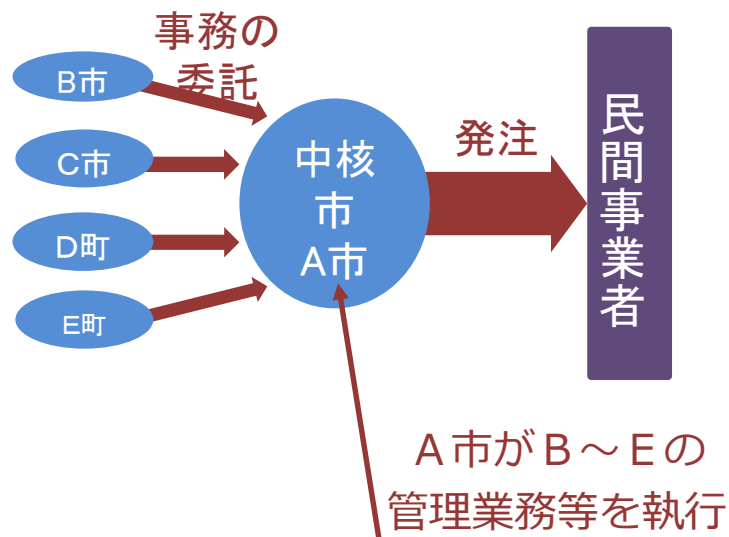
- 複数市町村で処理場の運転管理業務や日常保守点検業務等を共同発注することにより、水質試験、薬品等の集約管理によるコスト削減や、少人数での施設管理が可能となる
- 使用料徴収や滞納管理、会計処理、下水道台帳管理、水洗化促進等の事務処理を共同化することにより、職員不足を補うことができる

①補完者を活用した維持管理や事務の共同化



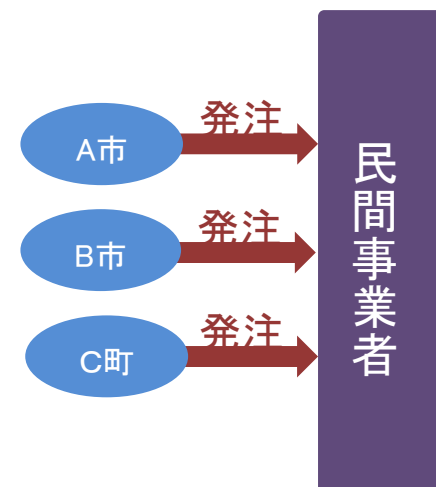
①の形態：業務の発注(支援)・履行監視(支援)は下水道公社等の公的機関が行う

②中核市等を中心とした複数市町村による維持管理や事務の共同化



②の形態：業務の発注・履行監視はA市が行う

③複数市町村による維持管理や事務の共同化



③の形態：業務の発注・履行監視は市町村が自ら行う。
技術者・職員が不足する場合には、補完者が別途必要となる

①都道府県主導による検討

都道府県は管内団体の現状や課題を広域的な立場から把握しており、主導的に広域化・共同化を促進しやすい立場にある。都道府県主導で必要性の高い地域を中心に取組を主導。

（取組例：長崎県、秋田県、埼玉県など）

②大都市主導による検討

地域の中核となる市町村（政令市や県庁所在地の都市、地域の中核的な都市など）が主導となり、周辺市町村との広域連携を促進。

【取組例：北九州市など】

③中小都市同士による検討

個別の広域化・共同化へのニーズがあったり、危機意識の高い市町村において、日頃交流のある周辺の市町村等をパートナーとして取り組む。

【取組例：大阪府南河内4市町村（富田林市、太子町、河南町、千早赤阪村）など】

④その他（下水道公社など）

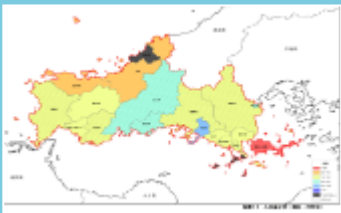
主に流域下水道の管理等を主体に活動している都道府県公社の役割を市町村支援にシフトや、日本下水道事業団、政令市等が出資する第3セクターなど市町村支援を実施している団体、民間企業を広域化・共同化への支援、単独の地方公共団体の支援に活用。

【取組例：長野県など】

管内市町村の下水道の現状の把握・評価

広域化・共同化の必要性を評価する指標等を用いて現状把握

- 将来行政人口減少率
- 施設稼働率
- 経費回収率 等



現状・課題を把握し、広域化・共同化の意義や必要性について関係者間で認識を共有

※ 現状分析や広域化メニュー検討に対する国による調査実施支援や、協議会運営における助言等も可能

下水道法協議会

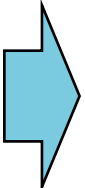
勉強会・検討会から発展
特段の手続きは不要（規約に記載するのみ）

【参加メンバー例】
都道府県、市町村、下水道公社、JS、国 等



管内の市町村への意向調査

（例）Q1 今後近隣市町村と下水道の業務に関して広域化を考えていますか？
Q2



広域化・共同化のニーズがある団体を見つける

広域化勉強会や検討会

【参加メンバー例】
• 都道府県、市町村
• 下水道公社 等



具体的な広域化・共同化のメニューを検討

➤ 具体的な広域化・共同化のメニューを検討し、実施に向けた議論・調整を行う

- 現状分析に基づく課題抽出、広域化・共同化による効果を試算
- 広域化・共同化方策の具体検討（活用する制度、役割分担、施設の活用方法、費用負担方法等）
- 実施に向けた具体的な動きや時期を決定

広域化・共同化に関する検討状況

広域化・共同化に関するモデル事業の実施

平成28年度は、以下の都市において広域化・共同化等、持続的な執行体制の構築に向けた検討のモデル事業を実施。

平成29年度も、引き続き、広域化・共同化等について積極的に検討する都市においてモデル事業を実施。

○都道府県主導による検討

- ・長崎県：汚泥の広域化等を目的として、県内の市町村を集めた協議会（平成29年3月）を設立し検討。
- ・北海道：道北5市町村において勉強会を開催するなど、今後の広域化の可能性について検討。

○大都市主導による検討

- ・北九州市：北九州市都市圏域の市町において、勉強会やアンケート等を通じて広域化の可能性について検討。

○市町村同士による検討

- ・大阪府南河内4市町村（富田林市，太子町，河南町，千早赤阪村）：平成30年度からの事務の広域化に向けて、平成28年8月に協議会を設置するとともに、事務の広域化の範囲についてWG等で検討。

○その他（茨城県坂東市、群馬県明和町、石川県津幡町）：中小市町村における都市間連携、官民連携等について検討。

広域化・共同化に関する検討の状況

○勉強会等の開催状況

- ・上記モデル検討を実施した都市を含めて、以下の都道府県において勉強会等広域的な連携を向けた取組を実施中。
- ・勉強会等実施都道府県（都道府県以外が主催している勉強会も含む）：北海道、秋田県、宮城県、福島県、埼玉県、東京都、石川県、愛知県、静岡県、大阪府、広島県、愛媛県、福岡県、長崎県 等

○広域連携の取組状況

- ・平成28年12月末時点で事務の広域化等の広域連携を実施している事例は、維持管理の共同化、汚泥の共同処理、使用料徴収の共同化など、全国で約460事例（国土交通省調べ）。

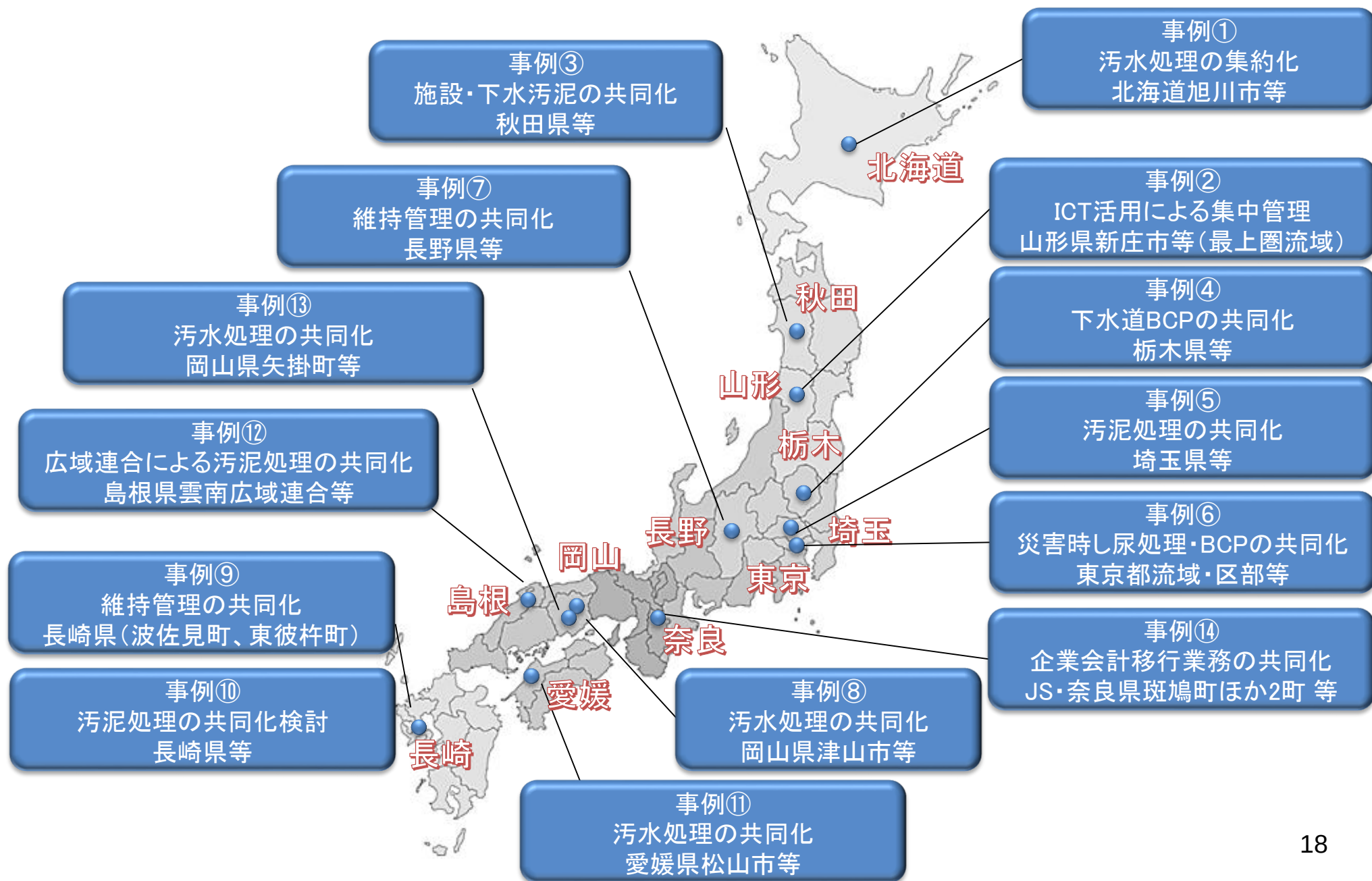
地方自治法の共同処理制度概要（協議・執行の制度）

地方自治法の共同処理制度の一覧

制度	制度の概要	法人格	具体例	メリット	デメリット
1.協議会	地方公共団体が、共同して管理執行、連絡調整、計画作成を行うための制度。		処理場運転管理、水質試験を複数の団体に共同実施するための協議会（他10事例）。	➢ 議会や管理者の設置を要しない簡素で効率的な方式。 ➢ 組織する団体が各々の主体性を維持したまま広域的な事務処理が可能。	➢ 意思決定が会議で行われるため、迅速な決定が困難。 ➢ 財産保有等、法人格が必要となる事務処理ができない。 ➢ 責任の帰属が第一義的に問われる事務には向かない。
2.事務の委託	地方公共団体の事務の一部の 管理・執行を他の地方公共団体に委ねる 制度。		他の地方公共団体から委託を受け維持管理等を実施。（事例多数）	➢ 執行が受託側に一元化されるため責任の所在が明確。	➢ 対象事務の権限・責任が受託側に移動するため、委託側は当該事務についての権限を行使できない。 ➢ 受託側は一定の委託金収入のもと、対象事務に関する責任を負う。
3.一部事務組合	地方公共団体が、その事務の一部を共同して処理するために設ける特別地方公共団体。	あり	複数の地方公共団体の一部事務組合を設立し、汚泥処理施設の設置及び管理を実施。	➢ 法人格を有するため財産の保有や職員の採用が可能。 ➢ 責任の所在が明確。 ➢ 複数の事務を共同処理することも可能。 ➢ 組織や施設を安定的に管理運営することが可能。	➢ 構成団体から事務処理権限が除外される（主体性が維持できない）。 ➢ 構成団体が増加するほど、迅速な意思決定が困難となる。 ➢ 運営や存在が住民から見えにくい。
4.広域連合	地方公共団体が、広域にわたり処理することが適当であると認められる事務を処理するために設ける特別地方公共団体。国又は都道府県から直接に権限や事務の移譲を受けることができる。	あり	複数の地方公共団体の広域連合を設立し、汚泥の共同処理を実施。	一部事務組合に掲げたメリットのほか、 ➢ 国や県から直接権限移譲が可能。 ➢ 住民からの直接請求が可能。 ➢ 組織や施設を安定的に管理運営することが可能。	
5.機関等の共同設置	地方公共団体の委員会又は委員、行政機関、長の内部組織等を複数の地方公共団体が共同で設置する制度。		・下水道事例なし ・介護保険、公正委員会、福祉にて多数事例あり。	➢ それぞれの団体にとって共通の機関等となるため権限の移動を伴わない（各団体の主体性維持）。	➢ それぞれの団体の機関等となるため、それぞれの議会への対応などに配慮が必要。
6.連携協約	地方公共団体が、連携して事務を処理するに当たっての 基本的な方針及び役割分担を定める ための制度。		・下水道事例なし ・連携中枢都市圏形成	➢ 連携協約を締結することにより、首長の交代等があっても団体間で安定的、継続的に連携することが可能。	
7.事務の代替執行	地方公共団体の事務の一部の 管理・執行を当該地方公共団体の名において他の地方公共団体に行わせる 制度。		・下水道事例なし ・他の地方公共団体の水道料金徴収等に関する事務を代替執行。	➢ 対象事務の権限・責任が委託側に残る。	➢ 執行権限・責任が委託側に残るため、責任の所在が不明確。

2. 広域化・共同化の事例について

広域化・共同化の事例一覧



1) 事例集掲載(リーダーシップ・進捗段階による分類)

赤文字：下水道法協議会設置、★：本紙掲載

	I 連携形態形成段階	II 執行方法検討段階	III 執行段階
A都道府県 主導	宮城県吉田川流域	③秋田県★（処理区統合等） 	④栃木県★（災害時BCP） 
	北海道西天北地区4町村	⑤埼玉県★（汚泥処理の共同化） 	⑥東京都★（災害時BCP：し尿投入） 
	—	⑩長崎県★（汚泥処理の共同化） 	— 
B大都市主導 (政令市・中核市)	北九州都市圏域17市町	—	①北海道旭川市を含む6市町★（汚水処理の共同化）
	石川中央都市圏域6市町	—	②山形県新庄市を含む7市町村★ （処理場集中監視、スクラム） 
C中小都市 同士	—	大阪府富田林市を含む4市町村 （事務の共同化） 	⑧岡山県津山市－美咲町－鏡野町★ （汚水処理の共同化） 
	—	⑪愛媛県砥部町－松山市★ （汚水処理の共同化） 	⑨長崎県波佐見町－東彼杵町★ （維持管理委託の共同発注） 
	—	—	⑫雲南広域連合及び構成3市町★ （汚泥処理の共同化） 
	—	—	⑬岡山県矢掛町－笠岡市★ （汚水処理の共同化） 
Dその他 (公社等)	—	—	⑦長野県下水道公社★ （維持管理業務の共同化） 
	—	—	⑭奈良県斑鳩町ほか2町・JS ★ （企業会計移行業務の共同化） 

2) 事例の特徴
A.連携スキームのポイント

分類	事例	団体	事例ごとの特徴
ハード	処理区統合等	秋田県	・秋田県主導で行い、流域下水道が核となるハード連携。 ・下水道以外の事業も含む生活排水処理事業全体の取組。
	汚水処理の共同化	(北海道)旭川市等	・旭川市が事業主体となって建設・管理を実施。
		(岡山県)津山市・鏡野町・美咲町	・津山市が主導で、津山浄化センターでの汚水処理の共同化を推進。 ・津山市は、2町へ既設費用負担（バックアロケーション）を求めない。
		(岡山県)矢掛町・笠岡市	・笠岡市の一部地区の汚水処理を矢掛町に委託する「事務の委託」。 ・未普及早期解消、費用負担の軽減など双方にメリットがあるスキーム。
		(愛媛県)松山市・砥部町	・松山市の一部地区の汚水処理を砥部町に委託する「事務の委託」。合意形成プロセスをスムーズに実施。
	污泥処理の共同化	埼玉県	・流域下水道（埼玉県）が核となるハード連携。既設焼却炉の有効利用。 ・既設費用負担（バックアロケーション）がないため、関連団体が参加しやすい。
		長崎県	・下水道法協議会、下部組織に幹事会や作業部会を設置し、市町を越える連携を促している。
		(島根県)雲南広域連合	・運用中の広域行政の枠組み(広域連合)を活用し、污泥処理のみを担う公共下水道事業。
ソフト	処理場集中監視	(山形県)新庄市等	・新庄市浄化センターを中核処理場として、周辺6町村の処理場を光回線で結び遠方監視。 ・中核処理場に巡回点検班をおき、定期的な巡回・保守点検を実施。
	維持管理業務の共同化	長野県下水道公社	・ノウハウを持つ公的団体による補完。 ・連携団体全てが公的団体に業務を集中させることが可能（随契、協定、事務の委託等の手段あり）。
		(長崎県)波佐見町・東彼杵町	・2町との同時契約により、民間レベルでのコスト縮減。2町で異なる包括委託レベルを採用。 ・処理場の処理方式や機器仕様の統一により、部品・薬品等の融通がスムーズ。
	企業会計移行業務の共同化	(奈良県)斑鳩町・三郷町・平群町	・行政人口3万人未満の同規模自治体による企業会計移行業務の共同化。 ・第三者機関（JS）を介した事業スキーム。
	災害時BCP等	栃木県	・県が主導するソフト連携であり、県内の下水道事業を実施している市町全体の取組み。
		東京都	・都および区・市町村の役割分担が明確であり、コスト分担や維持管理が明らか。 ・BCPやマニュアルで、し尿受入れの行動計画を定めている。

広域化・共同化の事例集の概要

B.連携による効果（メリット・デメリット）

分類	事例	団体	効果・メリット	課題・デメリット
ハード	処理区統廃合等	秋田県	・ 大幅なコスト削減	・ 広域連携により負担増となる団体の発生 ・ 地域業者の業務の減少（災害時対応等考慮）
	汚水処理の共同化	(北海道)旭川市等	・ コスト削減、水質管理の集約化、管理職員の削減	—
		(岡山県)津山市・鏡野町・美咲町	・ 建設及び改築・更新費用のスケールメリット創出による負担軽減	・ 汚泥集約処理の導入、災害時対応の構成市町間の協定策定（共同でのBCP策定）など。
		(岡山県)矢掛町・笠岡市	・ 建設及び改築・更新費用のスケールメリット創出による負担軽減	・ 今後、安定的な汚水流入量の増加（維持管理負担金）が見込めるか不透明。
		(愛媛県)松山市・砥部町	・ 松山圏域の生活関連機能サービス向上 ・ 少ない投資で世帯数増加、効率的に増収	—
	汚泥処理の共同化	埼玉県	・ 県：収入確保、既設焼却炉の有効利用 ・ 市町等：コスト削減。汚泥処分リスク分散	・ 今後、焼却炉更新時に、コスト負担が生じる。
		長崎県	・ 市町間のコンセンサスを形成する場として有効	—
		(島根県)雲南広域連合	・ 大幅なコスト削減 ・ 下水処理場のリン除去性能が安定	・ 処理場間の距離によっては運搬費が支障となる。 ・ 税務会計上の矛盾が生じている。
ソフト	処理場集中監視	(山形県)新庄市等	・ 建設・維持管理コスト削減、処理場管理人件費の削減、水質試験室の共同化による省スペース化	—
	維持管理業務の共同化	長野県下水道公社	・ 維持管理技術の補完(管理・監督業務等)、安定化 ・ 市町村の経費(人件費)削減、集約管理によるコスト削減	—
		(長崎県)波佐見町・東彼杵町	・ 共同化による委託人件費削減、事務負担軽減 ・ 2処理場間の物品・薬品等、人員のやり繰りが容易	—
	企業会計移行業務の共同化	(奈良県)斑鳩町・三郷町・平群町	・ 委託費削減、各町の横断的な情報共有、ノウハウ蓄積、相談しやすい雰囲気構築	・ 固定資産調査等はスケールメリットが働きにくい傾向、各町の準備スケジュール（歩調）のずれ
	災害時BCP等	栃木県	・ 下水道BCP策定／訓練実施率：100% ・ 大規模地震等に対する災害対応力の高まり	・ ブロックごとの温度差（連絡協議会の開催が遅れているブロックあり）
		東京都	・ 災害時用設備投資の経済的優位性や災害時リスク管理。	・ 役割が不明確だと維持管理が曖昧になる。

広域化・共同化の事例集の概要

C.課題認識

分類	事例	団体	人口、 職員の 減少	使用料 収入の 減少	施設稼 働率の 低下	未普及 解消	コスト 増大、 経営状 況	リスク 分散	水質保全、 衛生環境 対策	総合的 な整備	施設の 取扱い	地形	災害時の 協力体制、 役割分担
ハード	処理区 統廃合等	秋田県	○	○	○								
	汚水処理 の共同化	(北海道)旭川市等					○			○			
		(岡山県)津山市・鏡野 町・美咲町					○	○	○				
		(岡山県)矢掛町・笠岡市				○	○						
		(愛媛県)松山市・砥部町			○						○		
	汚泥処理 の共同化	埼玉県	○		○		○	○					
		長崎県	○	○			○					○	
		(島根県)雲南広域連合	○		○		○						
ソフト	処理場集中監 視	(山形県)新庄市等	○				○						
	維持管理業務 の共同化	長野県下水道公社	○				○						
		(長崎県)波佐見町・東彼 杵町					○						
	企業会計移行 業務の共同化	(奈良県)斑鳩町・三郷 町・平群町	○				○						
	災害時BCP等	栃木県	○										○
		東京都							○				○

D.連携(検討)開始のきっかけ

分類	事例	団体	事例ごとの特徴
ハード	処理区統廃合等	秋田県	・昭和57年より県下行政人口が減少に転じており、下水道事業等の持続性に対する危機感が醸成されていた。 (広域連携に関する機運の高まり)
	汚水処理の共同化	(北海道)旭川市等	・旭川市と同時期に周辺5町も下水道事業の実施を検討し始めたため、協議会(任意)を設置し共同化を協議。
		(岡山県)津山市・鏡野町・美咲町	・歴史的な地縁から、周辺団体から津山市への協議申し入れがあり、津山市を核とする連携を開始。
		(岡山県)矢掛町・笠岡市	・既に供用開始していた矢掛浄化センターでの汚水処理共同化に関して、笠岡市長から矢掛町長への申し入れがあり、共同処理の検討を開始。平成16年、矢掛町に要望書が提出された。
		(愛媛県)松山市・砥部町	・上野団地(松山市側)の住民から老朽化した集中浄化槽(団地組合管理)を引き取って欲しいと相談。 ・平成23年度に砥部町公共下水道が供用開始したため、砥部町公共下水道に接続できないかと要望。
	汚泥処理の共同化	埼玉県	・流域下水道の既設焼却炉を有効活用したい県のニーズと汚泥処理コストを縮減したい市町のニーズが合致。
		長崎県	・小規模な施設が多く単独での汚泥有効利用には限界があることから、共同処理を検討。コンセンサスが得られなかった平成10年度の広域汚泥処理計画の経験をふまえ、平成27年より勉強会を重ねてきた。
		(島根県)雲南広域連合	・雲南地域では昭和37年よりし尿の共同処理を実施。し尿処理施設の更新にあたり、既存の広域行政の枠組みを活用し、広域連合で汚泥処理のみを担う公共下水道の認可を取得し、MICSにより事業化した。
ソフト	処理場集中監視	(山形県)新庄市等	・山形県新庄市が周辺6町村から事務の委託を受けて、施設を整備。
	維持管理業務の共同化	長野県下水道公社	・平成7年の下水道広域管理構想を契機に広域化が進んだ。下水道公社の経営改革機運の高まりも後押し。
		(長崎県)波佐見町・東彼杵町	・市町村合併を前提とした処理場仕様の統一がなされており、また下水道維持管理コストの削減が合併協議進展のポイントともなったことから、発注方法を工夫することとなった。
	企業会計移行業務の共同化	(奈良県)斑鳩町・三郷町・平群町	・斑鳩町がリーダーシップを発揮し、他の2町に声掛けし、3町合同で企業会計移行に関する検討を開始。
	災害時BCP等	栃木県	・東日本大震災による被災により、災害時の連携強化に向けた意識が高まっていた。
		東京都	・阪神・淡路大震災を契機に災害時のし尿受入れ部局が明確化されたこと、地域防災計画にて都と市町村の災害時の役割分担が明確化されたことなどがきっかけとなった。

広域化・共同化の事例集の概要

E.連携ブロックの設定にあたって考慮した事項

分類	事例	団体	地形、距離、近隣団体	歴史的な背景、つながり	既存の広域行政の取組、枠組みを活用	地域特性	施設の特性や効率的な活用	民間維持管理業者の分布状況	行政規模	過去に合併検討
ハード	処理区統廃合等	秋田県	○	○	○					
	汚水処理の共同化	(北海道)旭川市等	○				○			
		(岡山県)津山市・鏡野町・美咲町		○	○					
		(岡山県)矢掛町・笠岡市		○	○					
		(愛媛県)松山市・砥部町	○							
	汚泥処理の共同化	埼玉県				○				
		長崎県					○			
		(島根県)雲南広域連合		○	○					
ソフト	処理場集中監視	(山形県)新庄市等	○				○			
	維持管理業務の共同化	長野県下水道公社	○	○	○			○		
		(長崎県)波佐見町・東彼杵町					○			○
	企業会計移行業務の共同化	(奈良県)斑鳩町・三郷町・平群町	○	○					○	
	災害時BCP等	栃木県	○			○			○	
		東京都	○							

個別事例

事例① 汚水処理の集約化（北海道旭川市等）

施設の共同化

団体名

旭川市、東神楽町、鷹栖町、当麻町、比布町、東川町

事業の概要

- ・北海道旭川市とその周辺5町による汚水処理の共同化
- ・周辺5町が旭川市との行政界まで管渠を布設
- ・旭川市内の広域幹線については、水量按分で費用負担し、旭川市が事業主体となって建設・管理を実施
- ・周辺5町の汚水は、旭川市処理場にて処理（区域外流入）

事業の開始のきっかけ

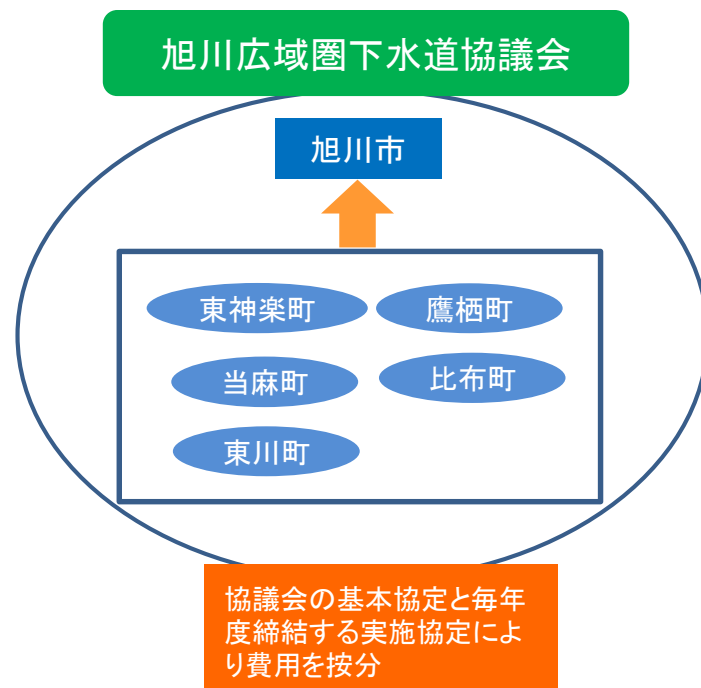
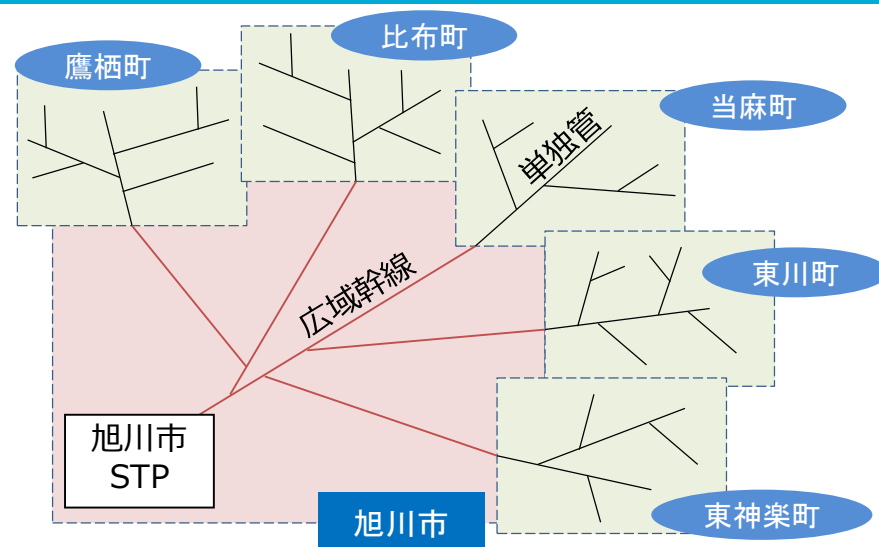
- ・旭川市の処理場はもともと旭川市のみのもので単独公共下水道として計画
- ・同時期に周辺5町も下水道事業の実施を検討し始めたため、協議会(任意)を設置し、共同化を協議

効果・メリット

- ・5町の処理場が不要 → 建設・維持管理コストの低減、水質管理の集約化
- ・5町の処理場管理職員の削減 → 直営人件費の削減

共同化に係る費用負担の考え方

- ・費用負担は水量按分を基本とし、毎年度の実施協定に定める。
- ・維持管理費単価は、毎年度の合算維持管理費を当該年度の合計水量で除して算定し、協議会において決定
- ・汚水量は、行政界に流量計を設置し観測



事例② ICT活用による集中管理（山形県新庄市等）

維持管理の共同化

スクラム下水道

団体名

新庄市、金山町、最上町、舟形町、真室川町、大蔵村、戸沢村（最上圏流域）

事業の概要

- 山形県新庄市が周辺6町村から**事務の委託**を受けて、施設を整備
 - 中核処理場の水質試験室を共同で利用
 - 新庄市浄化センターを中核処理場として、6町村の処理場を光回線で結び遠方監視**
- 新庄市と周辺6町村で「最上圏流域下水道共同管理協議会」（地方自治法「協議会」）を設置
- 中核処理場に巡回点検班をおき、定期的な巡回・保守点検を実施

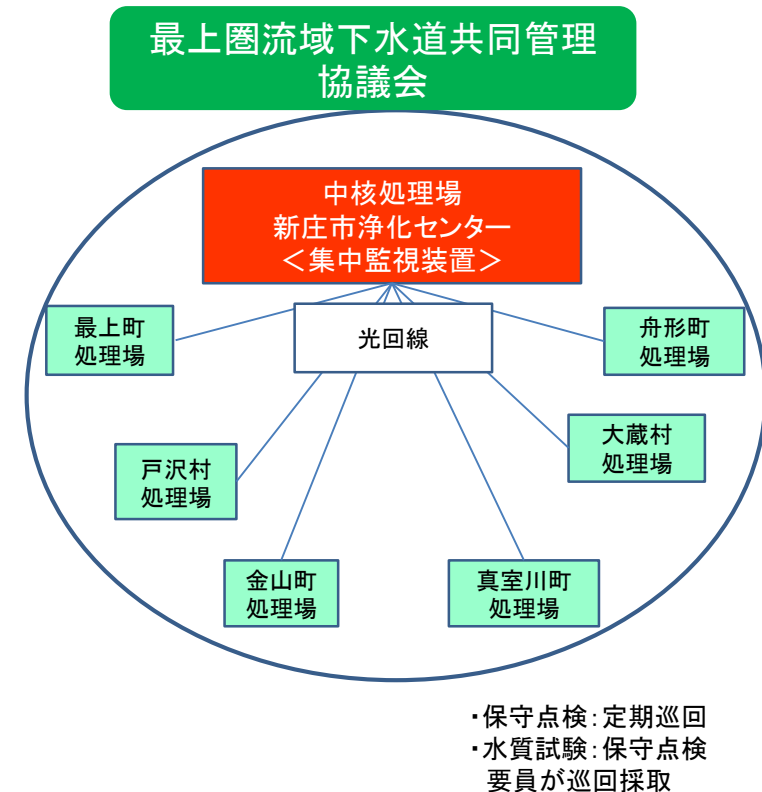
共同化に係る費用負担の考え方

- 水質試験は処理場ごとに同一項目を同一検体数試験するため、水質試験費は処理場数に応じて按分
- 運転監視のうち汚泥処理は、間欠運転となる場合を考慮し、稼働日数に応じて費用を按分
- 汚泥処理以外は水処理能力見合いで新庄市65%・6町村35%で按分(6町村についても能力按分)

効果・メリット

- 監視設備等の共同化：建設・維持管理コストの低減、処理場管理人件費の削減
- 水質試験室の共同化：省スペース化

※協議会の設立及び事業化にあたっては、日本下水道事業団よりアドバイス等をいただき実施している。



施設の共同化

任意の協議会を組織し、流域下水道を核とした「施設の共同化」「汚泥処理の広域化」等の取り組みを推進している事例

関係団体

「秋田県」および「秋田県内全市町村(下水道・集排・浄化槽担当)」

連携開始のきっかけ

【リーダーシップ・意識の共有化】

- ・平成22年度に「秋田県生活排水処理事業連絡協議会(任意協議会)」を秋田県が組織し、生活排水処理分野の広域連携に係る検討を始めた。
- ・秋田県では昭和57年に行政人口が減少に転じた後、二十数年が経過していたことから、下水道事業等の持続性に対する危機感が管内市町村とともに醸成され共有化されていた。広域連携の実現に向けた前向きな議論が進んだ。

【検討組織】

- ・下水道にこだわらない幅広い議論を可能とするため、集落排水・浄化槽担当（多くは下水道担当が併せて所管）のほか、オブザーバー参加ではあるが、し尿処理事業の管理者も参画した。←任意協議会は、他セクションが参加しやすい特性がある。

課題認識

人口減少の本格化により発生する諸課題

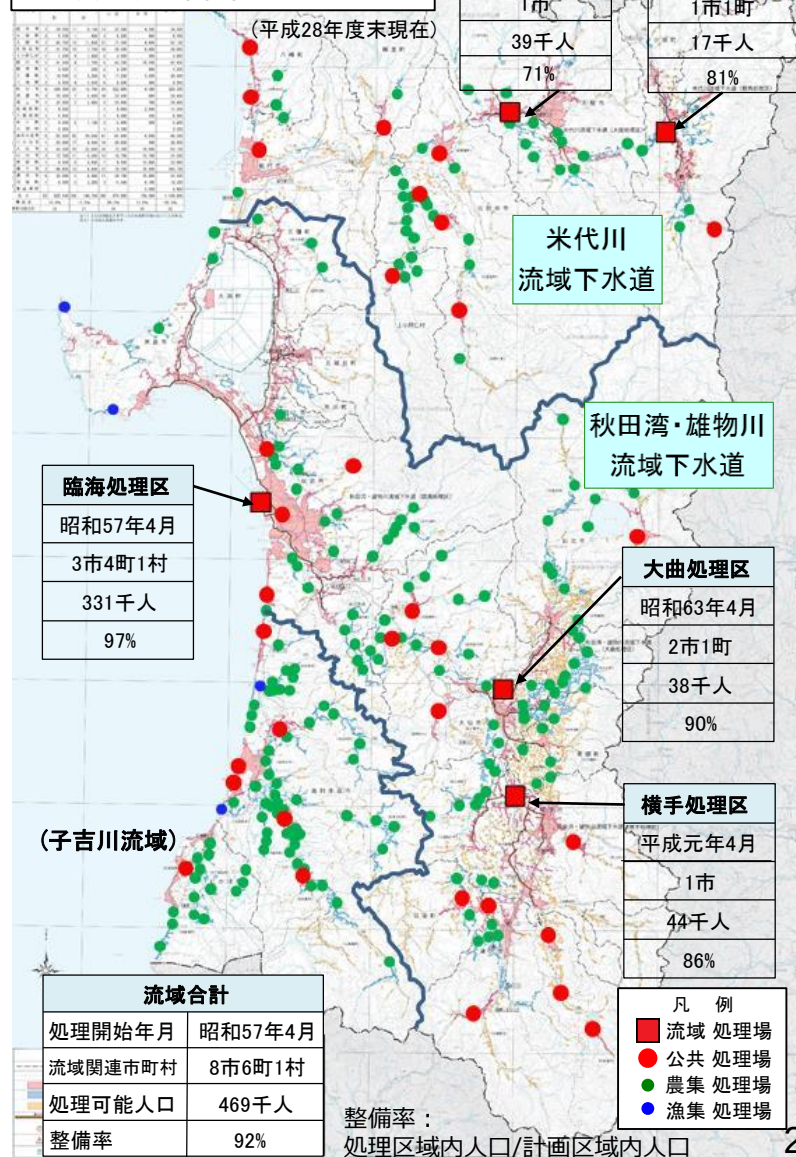
- ①下水道担当職員数の減少
- ②施設の稼働率の低下（水処理性能の不安定化）
- ③使用料収入の減少

連携ブロック

【ブロック設定時に考慮した地域特性】

- ・地形や歴史的な背景からくる市町村の関係性
- ・広域行政組合、ごみ処理組合の組成状況
(下水汚泥の混焼、ごみ焼却炉の更新時期等)

秋田県内の生活排水処理施設の分布図



施設の共同化

任意の協議会を組織し、流域下水道を核とした「施設の共同化」「汚泥処理の広域化」等の取り組みを推進している事例

関係団体

「秋田県」および「秋田県内全市町村(下水道・集排・浄化槽担当)」

事業の概要

【単独公共下水道・集落排水施設の流域編入】

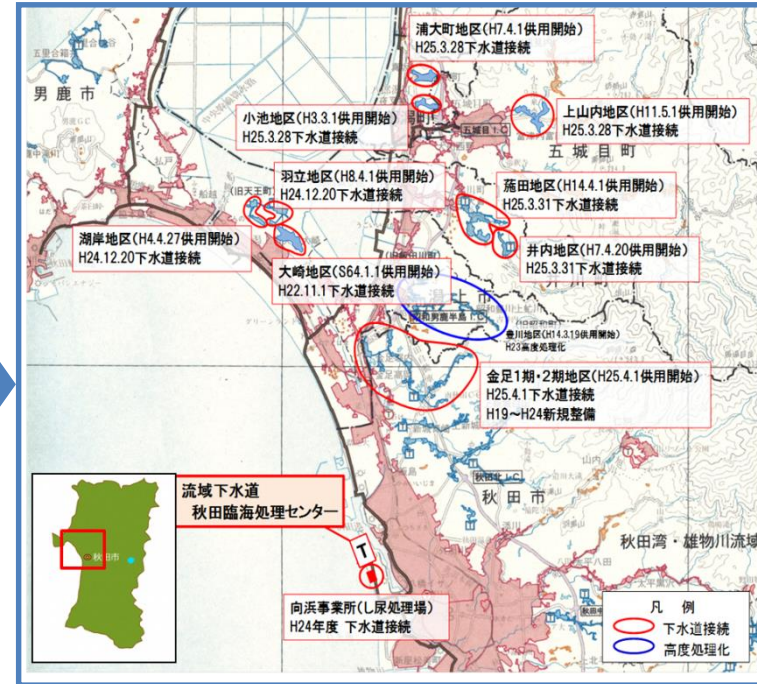
- ・過年度建設費（未償却分含む）の負担は求めない。
←編入対象が流域関連団体の処理区であったこと、規模が小さかったこと等による
- ・将来発注する更新工事については負担を求める。

【し尿・浄化槽汚泥の水処理（下水道管）投入】

- ・下水道条例で定められた濃度まで希釈のうえ、当該投入量に応じた下水道使用料を徴収（一般会計から支出）――H24統合の秋田市し尿処理場の例

【汚泥の集約処理（下水道、し尿・浄化槽汚泥）】

- ・建設費は将来20年間の計画搬入量（脱水ケーキ_湿重量）を積算し比率で案分
←人口減少割合が大きい地域の負担を和らげる狙い
- ・含水率は一律ではなく、実績または計画値をみながら秋田県が設定
- ・将来、搬入量が計画と異なっても負担割合は変更しない（協定）



連携スキームのポイント

- ・流域下水道（秋田県）が核となるハード連携であること
- ・下水道以外の事業も含む生活排水処理事業全体の取組であること
- ・秋田県主導で、取り組みやすい条件設定が行われていること

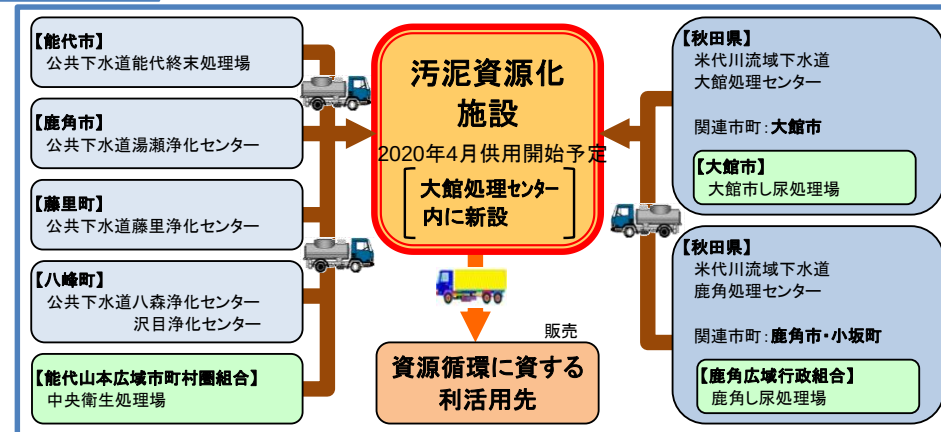
効果・メリット・デメリット

【効果・メリット】

- ・施設の共同化により、大幅な経費削減が実現されること

【デメリット】

- ・広域連携により負担増となる団体の発生 ←管理スペックの引上げ
- ・地域業者の業務の減少 ←災害時対応等考慮



事例④-1 下水道BCP策定による自治体間の連携強化（栃木県） 「計画編(～合意形成)」

下水道BCPの共同化

任意の協議会を組織し、栃木県が主体となって「下水道BCPの共同化」や下水道BCPに基づく「災害時合同訓練」等の取り組みを推進している事例

平成26年度(第7回)国土交通大臣賞
＜循環のみち下水道賞＞
レジリエント部門受賞

関係団体

「栃木県」および「栃木県内市町」

連携開始のきっかけ

【リーダーシップ・意識の共有化】

- ・平成23年3月の東日本大震災により、県内北東部の下水道施設で被災があったこと、また近年の人口減少により県内市町の下水道担当職員も減少していることから、下水道事業における災害時の連携強化に向けた意識が高まった。
- ・平成25年度に県から各市町に「下水道BCP連絡協議会」（任意協議会）の設置を提案し、同年度、県内5ブロックに下水道BCP連絡協議会が設置された。

【検討組織】

各ブロックの下水道BCP協議会の組織構成は以下のとおり。

メンバー：各市町の下水道担当職員（課長含む）
県（オブザーバー）

課題認識

災害時の下水道事業運営にあたっての諸課題

- ① 下水道担当職員数の減少
- ② 近隣自治体間の連絡体制の確立
- ③ 資機材の協力

連携ブロック

【ブロック設定時に考慮した点】

- ・地形（活断層）、旧郡市といった地域性
- ・災害時に迅速に連携可能なグルーピング（近隣市町同士）
- ・行政規模を考慮した災害時の人材支援（宇都宮市⇔足利市・佐野市）



下水道BCP連絡協議会のブロック

下水道BCPの共同化

任意の協議会を組織し、栃木県が主体となって「下水道BCPの共同化」や下水道BCPに基づく「災害時合同訓練」等の取り組みを推進している事例

関係団体

「栃木県」および「栃木県内市町」

事業の概要

【下水道BCPの共同化】

- ・平成25年度に県が研修会を開催（下水道BCPに記載すべき項目等を支援
⇒県内市町が統一した書式で「下水道BCP（共通編・地震編）」を策定
- ・訓練結果を受けて、県が下水道BCPの更新をアドバイス
⇒平成28年度に「流行性感染症編」を追加
(インフルエンザ等で職員の40%が欠勤となった場合の対応方法を記載)

【下水道BCPに基づく合同訓練】

- ・平成26年度以降、県が災害時行動シナリオ例を提示し、合同訓練を実施
※主な行動シナリオ：下水道対策本部の設置／情報収集・伝達訓練 等

【コスト負担】

- ・資機材の借用にあたってのコスト負担の取り決めはないが、原則として現状復旧して返却すること（特に、薬品等の消耗品）

連携スキームのポイント

- ・県が主導するソフト連携であること
- ・県内の下水道事業を実施している市町全体の取組みであること

効果・メリット・デメリット

【効果・メリット】

- ・下水道BCP策定／訓練実施率：100%
- ・大規模地震等に対する災害対応力の高まり

【デメリット（今後の課題）】

- ・ブロックごとの温度差（連絡協議会の開催が遅れているブロックあり）
⇒県として、今後開催を促していきたい



汚泥の共同処理

下水道法に基づく協議会を組織し、流域下水道を核とした「汚泥の共同処理」の取り組みを推進している事例

関係団体

「埼玉県」および「埼玉県内単独公共関連市町・組合」

連携開始のきっかけ

【流域下水道及び単独公共のニーズの合致、法改正】

- ・流域下水道の既設焼却炉を有効利用したい県のニーズと、単独公共下水道の汚泥処理費を低減したい各市町・組合のニーズがあり、平成27年以前から、汚泥共同処理を検討。
- ・平成27年度の下水道法改正で創設された協議会制度がきっかけとなり、平成28年11月に下水道法第31条の4に基づき下水道事業推進協議会を設立。

【検討組織】

国、県、県下水道公社、単独公共関連市町・組合

【協議会】

県、県下水道公社、単独公共関連市町・組合

課題認識

人口減少、汚泥引渡し費用の高騰により発生する諸課題

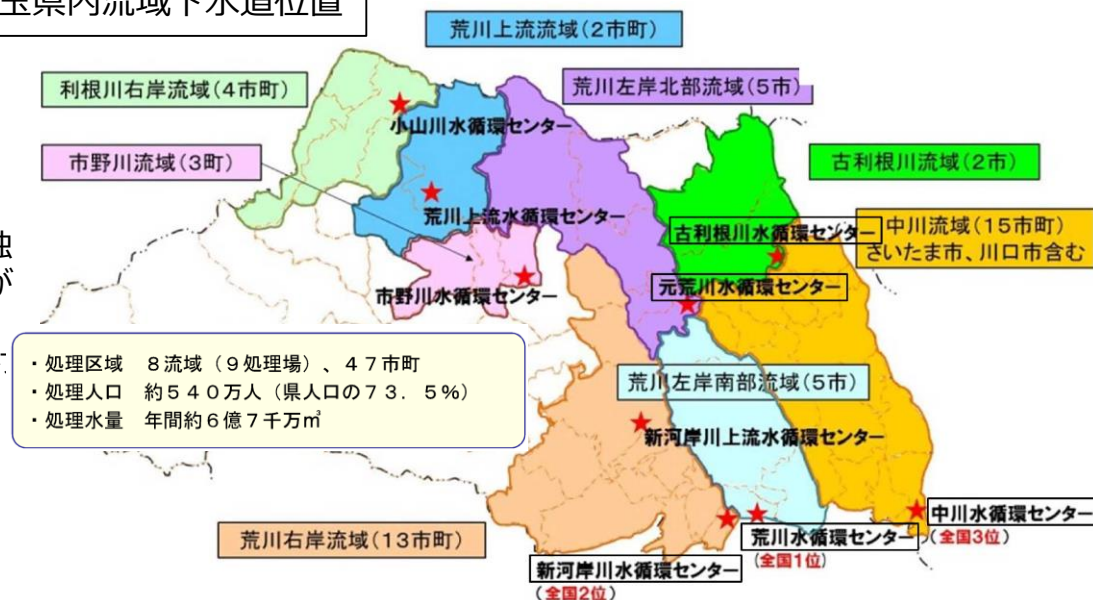
- ①流域：処理人口の鈍化に伴い既設焼却炉の効率的運用が必要
- ②単独公共：汚泥量や処理費の増大
- ③単独公共：汚泥処理のリスク分散が必要

連携ブロック

【地域特性及び参加市町・組合の任意】

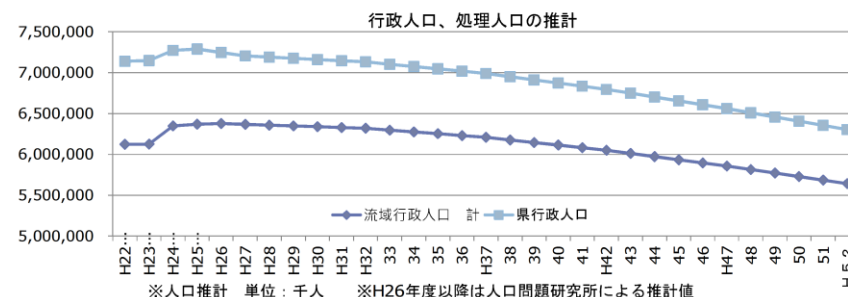
単独公共関連市町・組合が、県が提示する受入費用と搬出を希望する処理場までの汚泥運搬費を見積もり、トータルコスト等を勘案の上、参加希望の有無を決定する。

埼玉県内流域下水道位置



◆処理水量は平成32年から減少に転換

- 下水道整備の概成(約9割)
- 人口減少
(平成27年：725万人 → 平成52年：630万人)
- 節水機器の普及(トイレ、洗濯機等)



汚泥の共同処理

下水道法に基づく協議会を組織し、流域下水道を核とした「汚泥の共同処理」の取り組みを推進している事例

関係団体

「埼玉県」および「埼玉県内単独公共関連市町・組合」

事業の概要

【市町組合・県の役割】右図のとおり。

【コスト分担】

県：既存施設の活用

市町・組合：汚泥処分費用

- ・処分費用：県の汚泥焼却に係る費用と民間の処分費用を勘案して設定する予定。

【リスク分担】

焼却炉停止や定期修繕時を想定し、現状の汚泥引き取り業者との関係を保つことを県は推奨している。

連携スキームのポイント

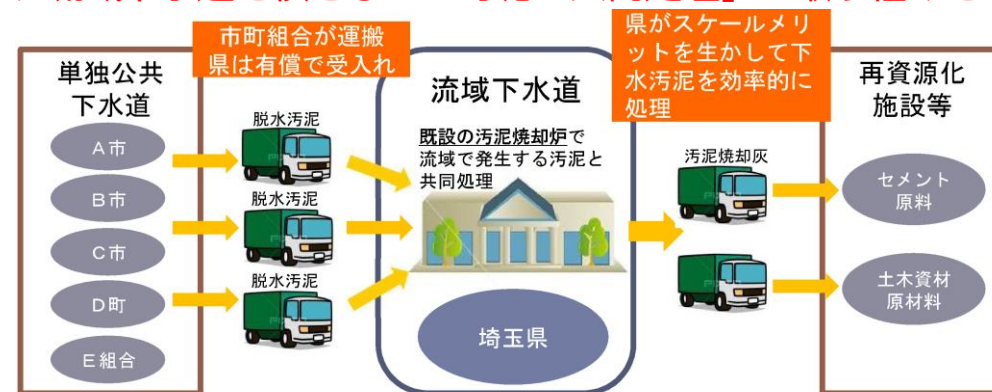
- ・流域下水道（埼玉県）が核となるハード連携であること。
- ・既設費用負担（バックアロケ）がないため、関連団体が参加しやすい。
- ・既設焼却炉の有効利用。

効果・メリット・デメリット

【効果・メリット】

- ・県：市町・組合から有償で汚泥を受け入れ、収入確保。流域下水処理場の既設焼却炉の有効利用、効率的な運転が可能。
- ・市町・組合：汚泥処理に関わるコストの削減。新たな施設の建設を伴わないことから、建設に係る費用の負担をしない。汚泥処分に関するリスク分散が図られる。

【デメリット・今後の検討課題】今後焼却炉更新時に、市町・組合の要望に基づき共同処理に伴う汚泥量を加味して焼却炉の能力を設定する場合、アロケが生じる。



・市町・組合は、単独公共下水道の終末処理場で発生する下水汚泥を、流域下水道の処理場まで、運搬する。

・県は、市町・組合から有償で汚泥を受入れ、既設の汚泥焼却炉で焼却し、灰は再資源化施設への搬出等、処分まで実施。

平成29年8～9月 汚泥共同処理への意向確認
単独公共関連市町・組合14団体すべてに対して照会

⇒受入単価、受入先、その他受入に関する条件を提示
搬出希望の有無、搬出量、開始時期等の確認

結果

H30年度から搬出を希望・・・3団体
平成31年度以降搬出を希望又は検討・・・9団体
汚泥共同処理への参加を希望しない・・・2団体

今後

地方自治法第252条の14に基づく事務の委託の手続き
下水道法事業計画の変更の届出・協議

災害時共同処理

「災害時における水再生センターへのし尿搬入及び受入れに関する覚書」を締結し、行動手順をBCP等に位置づけている事例

関係団体

「東京都（区部下水道）」および「区」もしくは「東京都（流域下水道）」 および「市町村」

連携開始のきっかけ

【東京都（区部下水道）】

- ・平成7年阪神・淡路大震災を受け、災害時における快適なトイレ環境の整備が求められた。
- ・また、平成12年度に災害時し尿搬入部署が区に移管したため、平成18年度から各区と覚書を締結し、平成25年度にはすべての区と締結を完了した。

【東京都（流域下水道）】

- ・平成19年度に修正された「東京都地域防災計画」に、都と市町村における明確な役割分担がなされ、体制整備を構築する手法として、平成21年度から各市町村と覚書を締結し、平成23年度にはすべての市町村と締結を完了した。

課題認識

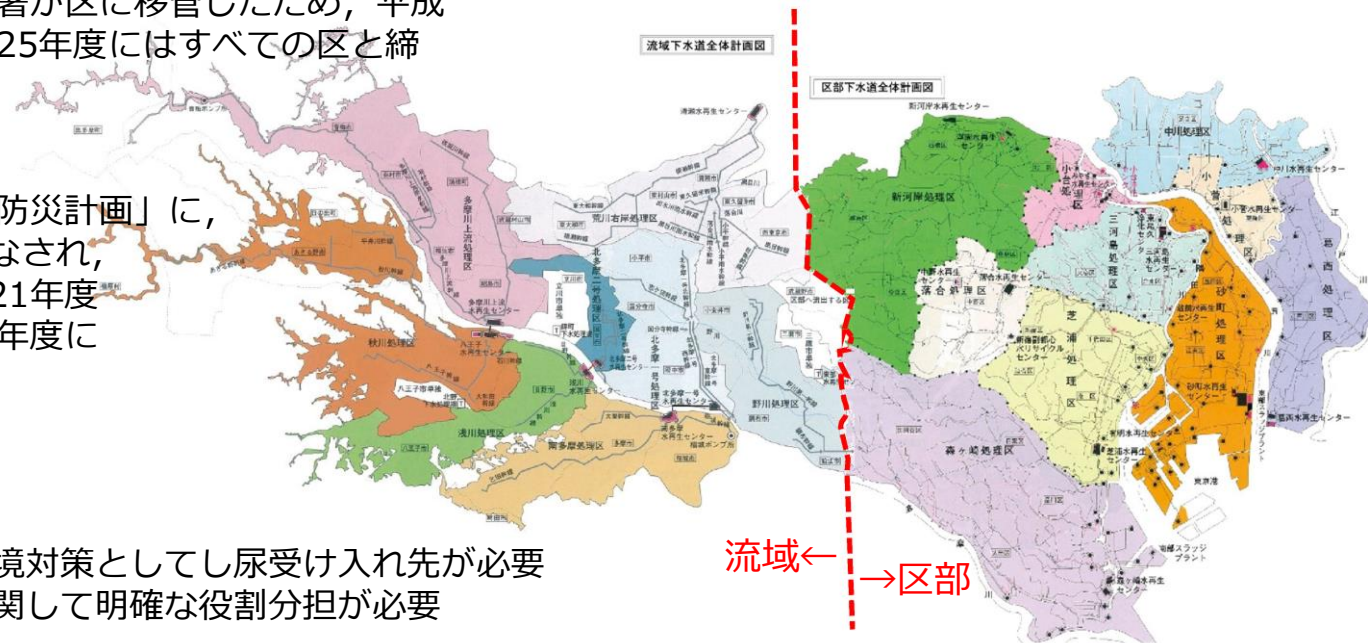
災害時し尿処理に関する諸課題

- ①区、市町村：災害時避難所の衛生環境対策としてし尿受け入れ先が必要
- ②都、区、市町村：災害時し尿処理に関して明確な役割分担が必要

連携ブロック

現状の処理区をベースに、し尿受け入れエリアを設定。ただし、震災時に当該水再生センターが被災等で受け入れ不可の場合は別の水再生センターで受け入れ処理を行う。

	区部	流域
計画人口	8,692 千人	3,497 千人
計画面積	57,839 ha	49,069 ha
水再生センター数	13 か所	7 か所
平成27年度下水処理量	4,577,923 m ³ /日	946,970 m ³ /日



災害時共同処理

「災害時における水再生センターへのし尿搬入及び受入れに関する覚書」を締結し、行動手順をBCP等に位置づけている事例

関係団体

「東京都（区部下水道）」および「区」もしくは「東京都（流域下水道）」 および「市町村」

事業の概要

【都・区・市町村の役割】

- ・区、市町村：災害時に避難所で発生するし尿を収集，管路や水再生センターへ搬入。
- ・都：管路や水再生センターでし尿を受け入れる施設を整備，投入されたし尿を適切に処理。

【コスト分担】

- ・区、市町村：し尿の収集，搬入に必要な経費
- ・都：区のし尿受け入れマンホール（既設改造等）及び水再生センターの受け入れ口設置費。

連携スキームのポイント

- ・都および区・市町村の役割分担が明確であり，このためコスト分担や維持管理が明らか。
- ・BCPやマニュアルで，し尿受入れの行動計画を定めている。

効果・メリット・デメリット

【効果・メリット】

- ・災害時用設備投資の経済的優位性や災害時リスク管理。

【デメリット・今後の検討課題】

- ・相互の役割を明確にしないと維持管理が曖昧になる。



※し尿受け入れマンホール（路上既設マンホール改造）は区部のみ

維持管理の共同化

公社を介して民間事業者が広域的な維持管理を実施する事例

平成28年度(第9回)国土交通大臣賞
＜循環のみち下水道賞＞
アセットマネジメント部門受賞

関係団体

「公益財団法人 長野県下水道公社」および「長野県内市町村」

連携開始のきっかけ

【リーダーシップ・意識の共有化】

- ・平成7年度に県主導で「長野県下水道広域管理構想」を策定。
- ・これを機に広域連携が進んだが、その後の長野県「水循環・資源循環のみち2010」構想や、下水道公社の経営改革機運の高まりも広域連携の広がりを後押し。

【検討組織】

- ・前年まで市町村をメンバーとして「広域汚泥処理計画検討会」を組織し、広域化の検討を行い、その組織を引き継ぐ。←広域連携の理解が進んでいた。

課題認識

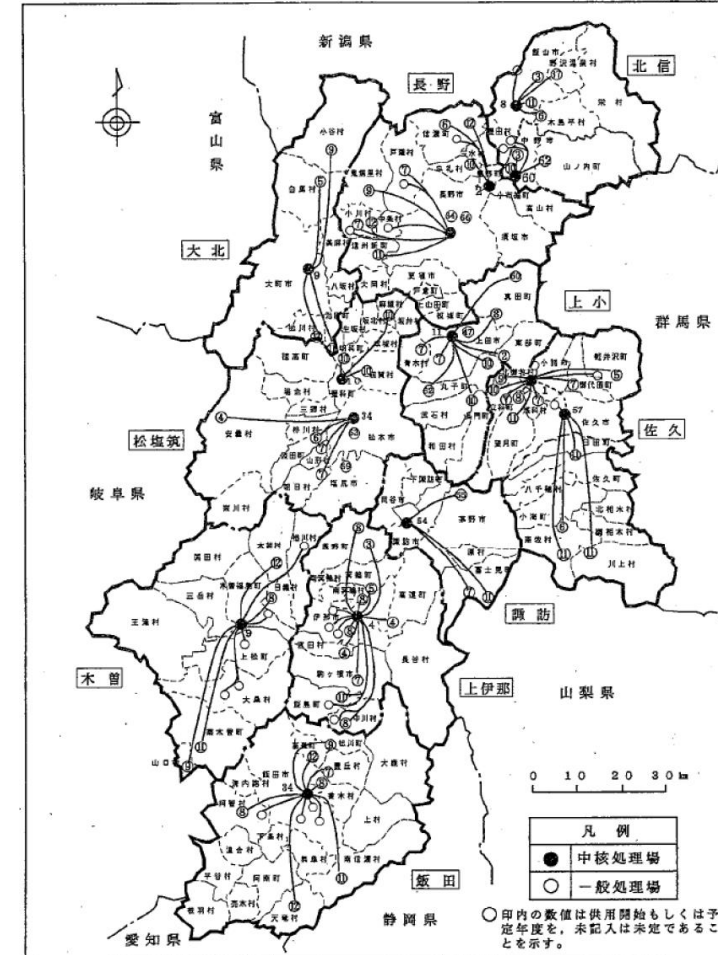
- ①処理場供用数（下水道＋集落排水）が大幅に増加（H7は急増中の時期）
- ②小規模処理場の維持管理のコスト高
- ③水質・機械・電気・土木等の広範な技術力を有する職員の確保難

連携ブロック

【ブロック設定時に考慮した地域特性】

- ・山岳に囲まれ、南北に長い県域であり、歴史的にも地域のつながりが強い土地柄
- ・地域ごとの広域行政の取り組み
- ・中核(推進役)となる都市(下水道処理場)の分布
- ・移動距離、既存の民間維持管理業者等の配置等

⇒**地域的なつながりを重視したブロック割**・・・右図



長野県広域管理構想のブロック図

維持管理の共同化

公社を介して民間事業者が広域的な維持管理を実施する事例

関係団体

「公益財団法人 長野県下水道公社」および「長野県内市町村」

事業の概要

- ・ 複数市町村が処理場の維持管理の仕様を共通化し、処理場の運転管理業務、日常保守点検業務を長野県下水道公社に個別に発注
- ・ 複数処理場の運転管理業務を下水道公社から競争入札で民間維持管理業者へ発注
- ・ 中核となる処理場に事務所を設置し巡回管理
- ・ 処理場の運転管理の他、薬品の選定・調達、消耗品の調達、光熱水費の管理、修繕等を包括的に管理
- ・ 平成27年度現在、4地区で広域維持管理を実施中

連携スキームのポイント

- ・ ノウハウを持つ公的団体による補完であること
- ・ 連携団体全てが公的団体に業務を集中させることが可能であること（随契、協定、事務の委託等の手段あり）
- ・ 既存の維持管理業者が共通であれば、なお進みやすい。

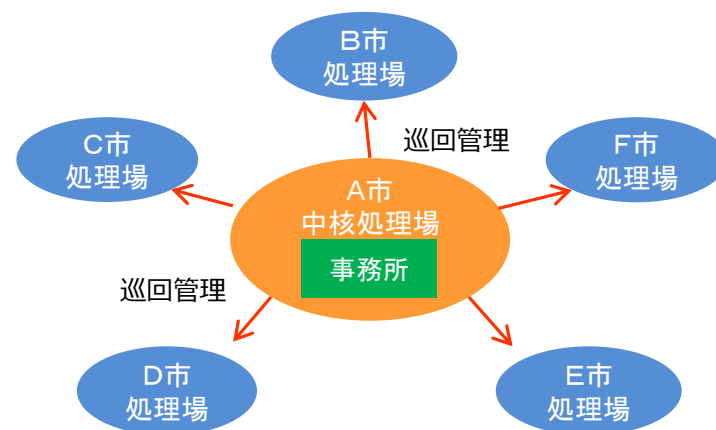
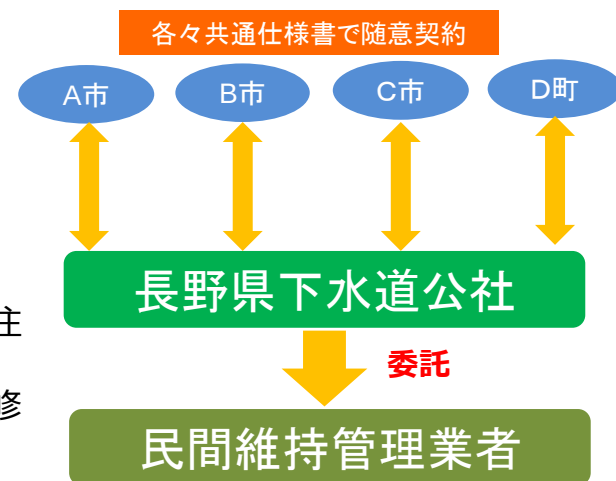
効果・メリット・デメリット

【効果・メリット】

- ・ 公社による維持管理技術の補完(管理・監督業務等)
- ・ 市町村の経費(人件費)削減
- ・ 保守点検内容、修繕計画等の一体管理による技術水準の安定化
- ・ 水質試験、薬品等の集約管理によるコスト削減
- ・ コスト削減効果は市町村平均で数%

【デメリット】

- ・ 特になし



汚水処理の共同化

鏡野町、美咲町の公共下水道を津山市に接続し、津山浄化センターでの汚水処理の共同化に関する事務の委託を行っている事例

津山圏域衛生処理組合対象区域図

関係団体

「岡山県津山市」、「岡山県鏡野町」および「岡山県美咲町」

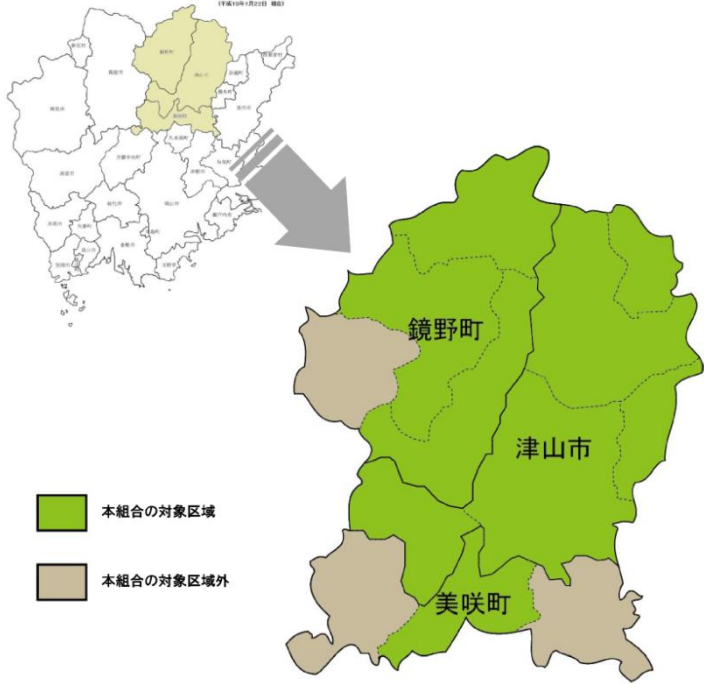
連携開始のきっかけ

【リーダーシップ・意識の共有化】

- ・平成8年1月に、津山市周辺の当時3町（久米町（後に津山市と合併）、鏡野町、中央町（後に他町村と合併し美咲町））から津山市への申し入れにより、津山広域下水道事業広域協議会（任意）での協議が開始された。
- ・なお、津山浄化センターが既に供用開始していたため、流域下水道を採択せず広域連携による汚水処理の共同化を行った。

【検討組織】

- ・協議を開始して概ね2年後の平成10年3月に下水道法事業認可を取得、平成15年3月から供用開始している。
- ・協議会は、首長をメンバーとする年1回の総会、年3回程度の幹事会を開催し協議を行っている。
- ・幹事会は、津山市都市建設部長を代表幹事、各市町の課長及び課長補佐を幹事として構成されている。



出典：岡山県 (<http://www.pref.okayama.jp/page/detail-5779.html>)

課題認識

- ①3町が吉井川水道取水地点より上流に位置しており取水点の水質保全に資すること
- ②各市町の経営状況（施設建設・維持管理コストの低減）

連携ブロック

【ブロック設定時に考慮した地域特性】

- ・津山市が江戸時代から地域の中核を担っていた（地縁）
- ・同様の構成市町による「津山圏域衛生処理組合」が設立（昭和45年5月）されていた等から、下水道事業での連携がしやすい状況であった。

津山浄化センター処理区域の計画・整備概要

		全体計画		事業計画		整備状況					当初事業計画 取得年月	供用開始 年月
		面積	人口	面積	人口	面積	区域内 人口	水洗化 人口	水洗化率	整備率		
津山市	津山処理区	2,199	51,488	1,110	33,297	712	25,748	20,990	81.5%	64.1%	S53.2	H3.2
	久米処理区	292	3,161	279	3,404	170	2,710	1,875	69.2%	60.9%	H10.3	H15.4
鏡野町		452	6,900	335	5,650	307	5,618	4,139	73.7%	91.6%	H10.3	H15.3
美咲町		148	5,000	148	5,000	148	4,897	3,115	63.6%	100.0%	H10.3	H15.3
計		3,091	66,549	1,872	47,351	1,337	38,973	30,119	77.3%	71.4%	—	—

整備状況はH26時点

汚水処理の共同化

鏡野町、美咲町の公共下水道を津山市に接続し、津山浄化センターでの汚水処理の共同化に関する事務の委託を行っている事例

関係団体

「岡山県津山市」、「岡山県鏡野町」および「岡山県美咲町」

事業の概要(アロケーション)

1) 建設の負担

◎浄化センター

- ・平成8年1月以前の建設費負担なし（バックアロケなし）。
- ・増設及び改築更新費用は、日最大計画汚水量比率により按分する。

◎ポンプ場、管渠

- ・増設及び改築更新費用は、時間最大計画汚水量比率により按分する。

2) 維持管理の負担

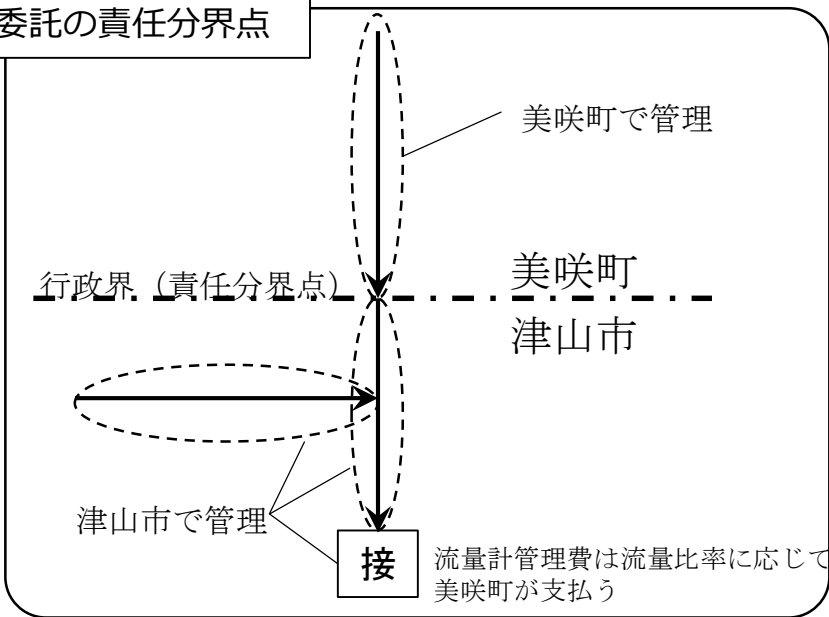
◎負担算出方法

- ・維持管理単価×各町の実績流量（接続点で計測）により算出する。

◎汚水管渠の事務の委託の責任分界点

- ・責任分界点は行政界とする。
- ・鏡野町、美咲町の流量計測を行っている接続点は、鏡野町2地点、美咲町2地点で計4地点である。
- ・美咲町接続点のうち、1地点は津山市側（下流側）に設置されている（右上図参照）。
- ・接続点の維持管理費負担ルールは、以下のとおりである。
 - ⇒流量計の維持管理費は、美咲町流量分を津山市に支払う。
 - ⇒美咲町の流量は、接続点で計測される津山市・美咲町の合算流量を水洗化人口比率により按分
- ・残りの接続点3地点は、鏡野町もしくは美咲町内に位置しており、維持管理は全て各町が実施している

事務の委託の責任分界点



連携スキームのポイント

- ・本事業の推進にあたり津山市がリーダーシップを発揮していた（バックアロケを津山市が求めなかった背景）

効果・今後の検討課題

※バックアロケ（バックアロケーション）：過去の施設建設に投資した費用を新規参入者（自治体）に求める際費用負担のこと。

【効果】

- ・建設及び改築・更新費用のスケールメリット創出による負担軽減

【今後の検討課題】

- ・汚泥集約処理の導入、災害時対応の構成市町間の協定策定（共同でのBCP策定）など（現時点で構想の話題等はない）。

維持管理の共同化

維持管理業者の選定を共同で行い、同一業者に維持管理業務を委託している事例

関係団体

長崎県波佐見町および東彼杵町

連携開始のきっかけ

- 平成17年の合併を目指して、波佐見町、東彼杵町、川棚町で協議を行ったが、実現しなかった。
- 当時、川棚町は下水道整備を先行していたが、波佐見町、東彼杵町は下水道未供用（同時期に下水道整備を開始）。
- 2町では、合併を前提として、同一の処理方式を採用し、機器仕様を合わせるなどして処理場建設を実施。こうした経緯から、維持管理を共同で実施することの素地があった。
- もともと地元には維持管理業者はおらず、2町とも新規発注のため地元業者との摩擦は生じなかった。
- 合併をめざし、コスト縮減のため維持管理業務の共同発注を行ったが、その約1年後に合併協議会は解散。

【組織】

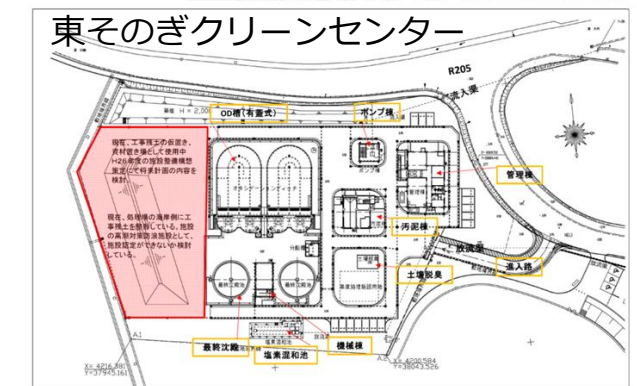
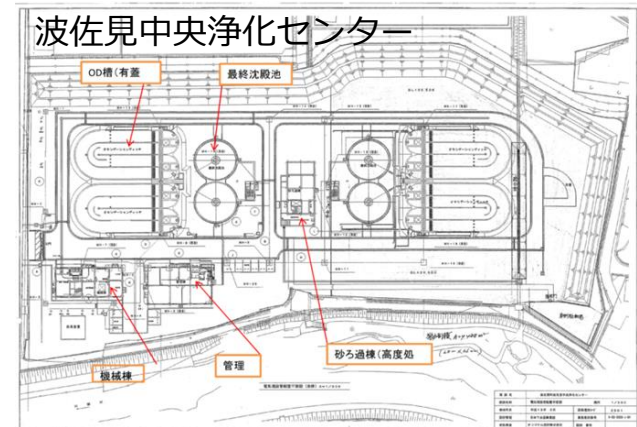
維持管理業務委託業者選定委員会の設置（要綱）

課題認識

調査の結果、2町の維持管理コストが川棚町よりも高くなることが分かり、また財政面からもコスト縮減が必要であった。

連携ブロック

- 近隣団体（合併を前提とし、下水道整備の共同化を模索していた。）
- 地域業者が不在（下水道：新規整備）
- 処理方式が同一 ⇒ 部品・薬品等の調達・備蓄の共同化が可能



維持管理の共同化

団体名

長崎県波佐見町および東彼杵町

事業の概要

- ・長崎県の波佐見町、東彼杵町：
維持管理業者の選定を共同で実施(プロポーザル方式)
- ・業者選定後、各町が個別に契約締結
- ・処理場等の運転操作監視及び保守点検、緊急時対応、水質管理などを委託
- ・維持管理業者の人員体制：
波佐見町3人、東彼杵町2人の計5人
- ・民間事業者レベルでの広域的な維持管理を実現

連携スキームのポイント

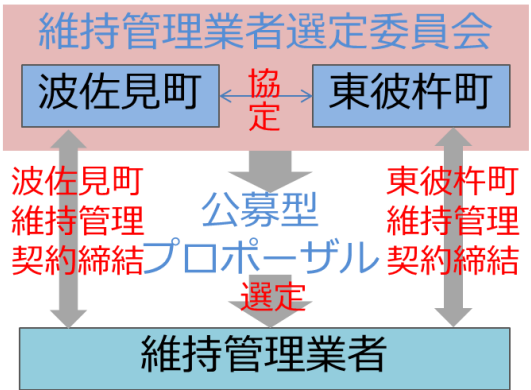
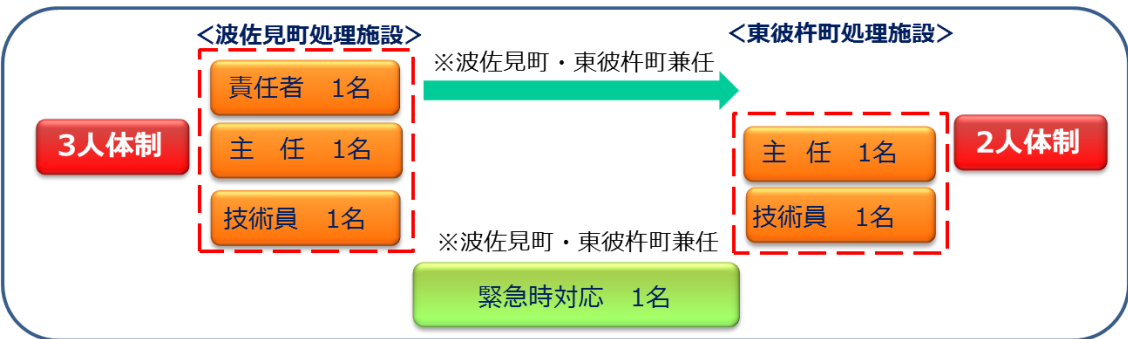
- ・2町との同時契約により、民間レベルでのコスト縮減が進む
- ・処理場の処理方式や機器仕様の統一により、部品・薬品等の融通がスムーズ
- ・2町で異なる包括委託レベルを採用（波佐見町：L1、東彼杵町：L2.5）

効果・メリット・デメリット

- ・共同化による委託人件費削減
- ・発注作業の共同化により、事務負担軽減
- ・2処理場間の物品・薬品等の貸し借りが容易
- ・緊急時の人員のやり繰りが容易

【1 事業者が担っている2町の処理場維持管理業務】

	波佐見町	東彼杵町
業務委託範囲	処理施設 中継ポンプ場 マンホールポンプ施設	処理施設
業務委託内容	①処理施設の運転操作監視及び保守点検 ②中継ポンプ場・マンホールポンプ施設の運転操作監視及び保守点検 ③自動警報装置による緊急時の対応 ④水質管理	①運転操作監視及び保守点検 ②自動警報装置による緊急時の対応 ③水質管理 ④ユーティリティーの調達 ⑤修繕



施設の共同化

下水道法協議会を設置し「汚泥処理の共同化」を検討している事例

関係団体

「長崎県」および「長崎県内下水道事業実施市町」、「国」

連携開始のきっかけ

- 【リーダーシップ・意識の共有化】
- ・平成8年度に県主導により県域を対象とした広域汚泥処理計画を策定したが、市町のコンセンサスが十分形成されず実現には至らなかった。
 - ・今回は、県と市町で認識を共有しつつ検討が進められるよう、平成27年度から勉強会（各市町の担当者参加）を行い、平成29年3月に、県と16市町、国からなる下水道法協議会を立ち上げた。

【検討組織】

- ・下水道法協議会は各団体の下水道管理者をメンバーとしているため、意思決定が図りやすく、調整面でのスピード化が期待できる。
- ・協議会の下部組織として、幹事会（下水道主管課長レベル）、作業部会（担当者レベル）を設置し、し尿処理汚泥等を含めて検討できるよう、廃棄物関係セクションの参加も可能としている。

課題認識

- ①自治体規模が小さく、下水道職員数が5名程度の市町が多い
- ②人口減少による収入減、汚泥処理コストの増大
- ③汚水処理施設が小規模で、単独での汚泥有効利用には限界
- ④離島・半島を多く抱える地形 ⇒施設の集約化に限界

連携ブロック(汚泥処理構想)

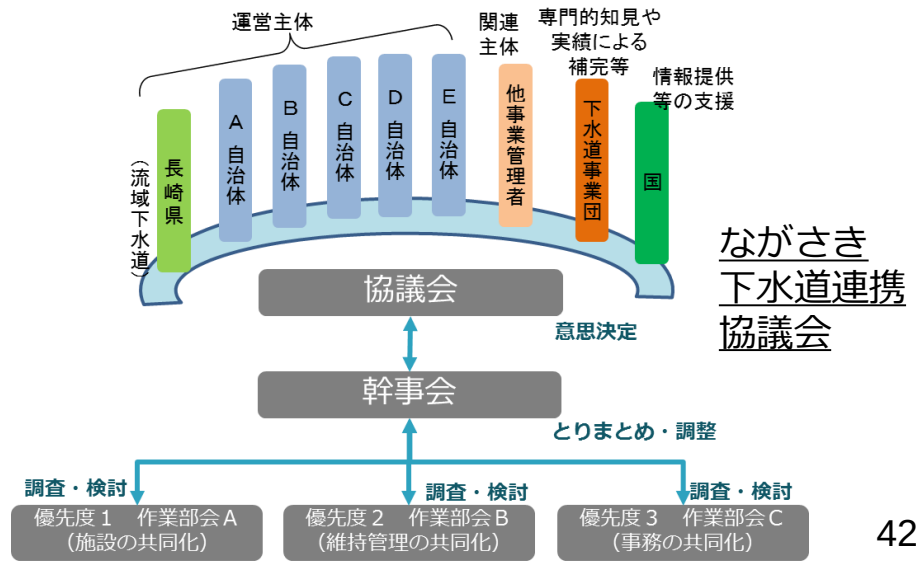
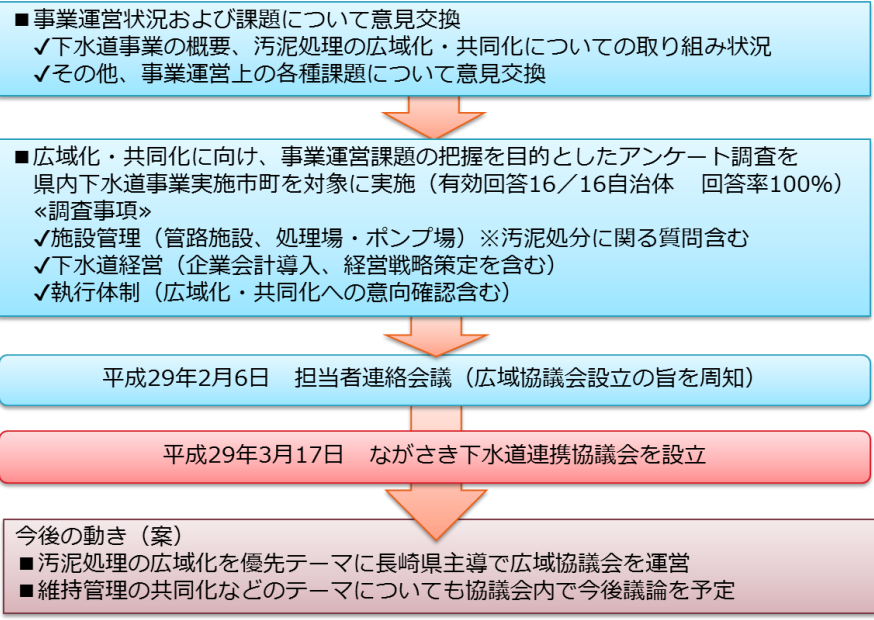
【ブロック設定時に考慮した特性】

- ・現有施設を最大限活用できることを前提としたブロック設定

下水道法協議会のメリット

- ・市町を越える連携を促し、コンセンサスを形成する場として、有効である。

広域化・共同化に向けた検討の概要



施設の共同化

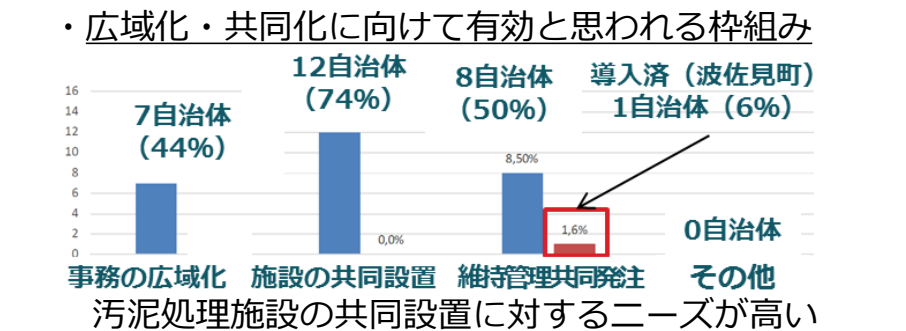
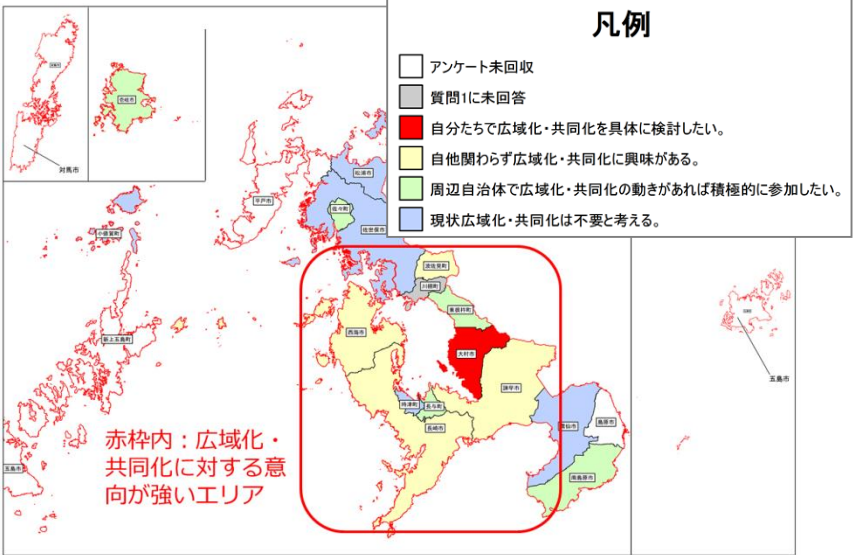
下水道法協議会を設置し「汚泥処理の共同化」を検討している事例

関係団体

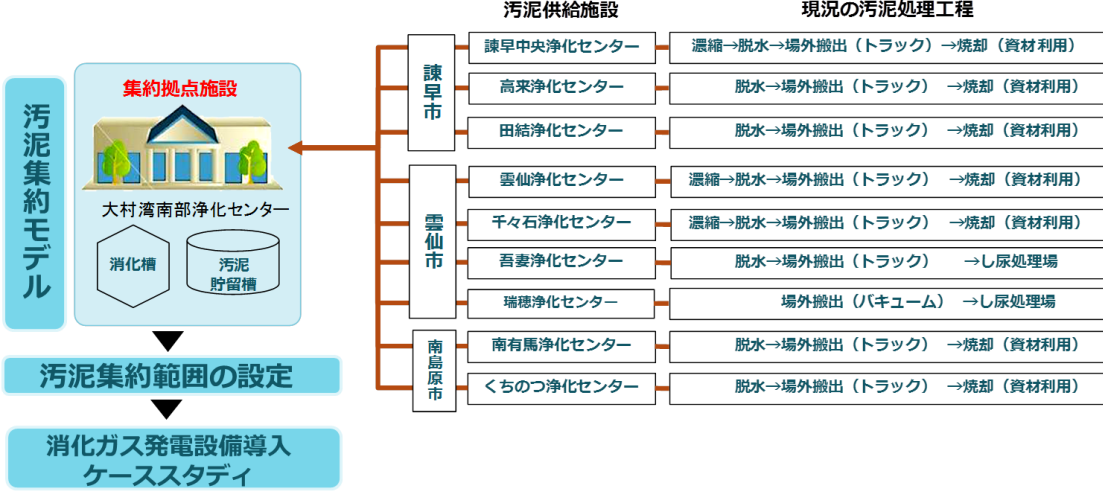
「長崎県」および「長崎県内下水道事業実施市町」、「国」

検討の概要

- ①「広域連携への意欲・意向等」「有効と思われる枠組み」を把握するためアンケート調査を実施
- ・広域化・共同化に対する意向が強い地域



②汚泥の広域処理に係るケーススタディを実施



複数のモデル検討を実施

⇒消化槽の増設を伴わない4浄化センターの共同化が有利

建設投資額(4.0百万円/年)＜電力料金削減額(4.5百万円/年)

※以上の検討は、国土交通省のモデル事業の採択を受けて実施したものである。

事業化に向けたスケジュール

- 平成28年度：ながさき下水道連携協議会設立
- 平成29年度：汚泥処理構想策定（現在検討作業中）
- 平成30年度：各ブロックごとの調整・実施手法の検討

※現在、波佐見町・東彼杵町が取り組んでいる「維持管理の共同発注」や「事務の広域化」についても、約半数の団体が「有効」と捉えていることから、汚泥処理の広域化に加えて今後検討に着手していく。

汚水処理の共同化

関係団体

「愛媛県松山市」、「愛媛県砥部町」

連携開始のきっかけ

【リーダーシップ・意識の共有化】

- 上野団地の住民から老朽化した集中浄化槽（団地組合管理）を引き取って欲しいとの相談がある中、平成23年度に砥部町公共下水道が供用開始したため、砥部町公共下水道に接続できないかとの要望があった。→砥部町側の管渠や浄化センター水処理施設の増設が必要となるため、事業化には至らなかった。
- 平成25年度に砥部町が行った全体計画の見直しにより、既設管渠や浄化センターの水処理能力の範囲内で上野団地（松山市側）を接続することが可能という判断に至った（人口減少に伴う汚水量の減少）。
- 松山公共下水道上野処理区を新規に位置付けることを決定した。（愛媛県の助言・強いリーダーシップ）

【検討組織】

- 松山市・砥部町それぞれの課長を含む担当者会議

⇒松山市長及び砥部町長に報告

課題認識

- ①上野団地の集中浄化槽の取り扱い
- ②人口減少に伴う計画汚水量の減少（既設施設の有効活用）

連携ブロック

【ブロック設定時に考慮した特性】

- 近隣団体

上野団地の位置図

《上野団地の特徴》

- 松山市公共下水道との間に一級河川重信川を挟んでいる。
- 一番近い中央浄化センターからも離れている。
- 砥部町公共下水道に隣接している。

中央浄化センター

松山市

行政界

松前町

重信川

砥部町

上野団地

砥部浄化センター

【凡例】

- ：上野団地（松山市側）
- ：上野団地（砥部町側）
- ：砥部町既設管

《上野団地の特徴》

- 昭和58年に愛媛県住宅供給公社が開発
- 松山市と砥部町にまたがって建設された団地
- 上野団地（松山市側）は全部で145世帯
- 汚水処理は、松山市側と砥部町側で別々の集中浄化槽を設置し行っていた。
- 上野団地（砥部町側）は平成23年度から砥部町公共下水道に接続処理している。

砥部町

松山市

行政界

上野団地（砥部町側）

上野団地集中浄化槽

上野団地（松山市側）

【凡例】

- ：砥部町既設管
- ：新設接続管 約190m
- ：松山市既設管 約1,700m

施設の共同化

上野団地（松山市側）の汚水処理を砥部町に委託する「事務の委託」を行い、「汚水処理の共同化」を検討している事例（特徴的な合意形成プロセス）

関係団体

「愛媛県松山市」、「愛媛県砥部町」

検討の概要（アロケーション）

【上野団地（松山市側）の砥部町公共下水道への接続】

- ・ 砥部町側からの受入条件：料金体系と不明水対策
- 上野団地内の管渠は松山市に移管済であるため、本管不明水対策は市が実施
- 宅内排水設備の誤接等の不明水対策は各家庭が実施

【上野団地接続に伴う汚水処理費用（料金体系）】

- ・ 砥部町公共下水道を利用するため、料金体系を砥部町に合わせることに對して住民の理解があった。
- ・ 松山市が上野団地住民から徴収する下水道使用料と受益者負担金の一部（水量按分）を砥部町に支払う。

効果・メリット・デメリット

【効果・メリット】

- ・ 松山市：既設管を活用するため、少ない投資で団地内145世帯が公共下水道を利用できる。
- 砥部町：上野団地の汚水を受け入れることで、効率的に増収を図ることができる。
- ・ 松山圏域の生活関連機能サービスの向上に資する。

【デメリット】

- ・ 特になし

事業化に向けたスケジュール

項目	作業内容	H28	H29	H30	H31
議会手続き	「事務の委託」議決				
経営審議会	概要説明				
条例改正	・受益者負担金 ・下水道使用料				
都市計画決定	・排水区域の追加（上野処理区）				
下法事業計画	・松山公共下水道上野処理区の追加				
下水道接続工事	・接続管渠の新設				
供用開始	平成31年4月（予定）				

連携スキームのポイント

- ・ 受入に対し砥部町の理解があったこと。
- ・ 接続が決まってからスムーズに具体的なアロケーション等の各論検討が始まっており、合意形成プロセスとしてめずらしい事例である。

事例⑫-1 広域連合による汚泥処理の共同化（雲南広域連合）「計画編(～合意形成)」

施設の共同化

広域連合が運営するし尿処理施設の更新にあわせ、下水汚泥、し尿・浄化槽汚泥(集落排水分含)の共同処理を開始した事例（汚泥処理のみを実施する公共下水道） MICS

関係団体

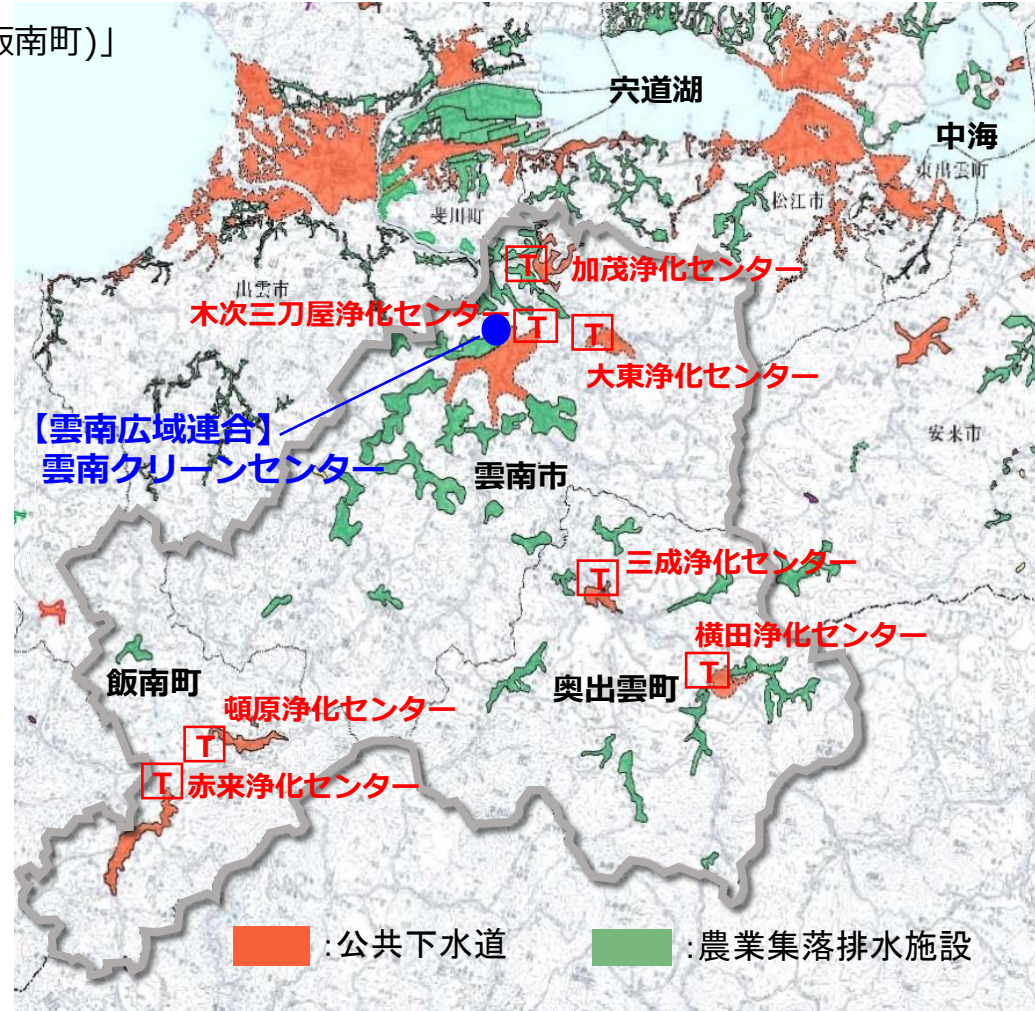
「雲南広域連合」および「構成3市町（雲南市・奥出雲町・飯南町）」

連携開始のきっかけ

【経緯・雰囲気】

雲南地域は昔から地域的なつながりが強く、昭和37年よりし尿の共同処理を行ってきたが、このほか、消防、介護保険事業等も各町村の幹事持ち回りにより、共同で運営されてきた。突出したリーダーシップを持つ団体が存在するわけではなく、同規模団体での連携雰囲気が非常に強い地域柄である。

し尿処理施設の更新にあたり、既存の広域行政の枠組みを活用し、広域連合で汚泥処理のみを担う公共下水道の認可を取得し、MICSにより事業化した。元来運用してきた広域連合によるし尿処理事業を下水道事業（汚泥処理）に転換したものであるため、関連市町の合意形成はスムーズであった（「当然の流れ」と認識）。



課題認識

- ① 構成市町のすべてが過疎指定（人口減少）
- ② し尿処理施設の更新に要する費用の多寡
- ③ し尿処理施設の稼働率の大幅な低下（将来の懸念事項）

連携ブロック

- ・ 松江地域、出雲地域に挟まれた歴史的なつながりが強い地域
- ・ すでに設置されていた広域連合の枠組みの活用

施設の共同化

広域連合が運営するし尿処理施設の更新にあわせ、下水汚泥、し尿・浄化槽汚泥(集落排水分含)の共同処理を開始した事例（汚泥処理のみを実施する公共下水道） MICS

関係団体

「雲南広域連合」および「構成3市町（雲南市・奥出雲町・飯南町）」

事業の概要

広域連合(雲南市、奥出雲町、飯南町)で運営していたし尿処理施設の更新期にあわせ、MICSを活用して下水汚泥等の共同処理施設を設置・運営している事例である(広域連合)。共同化対象は下水道：7箇所、農業集落排水：34箇所、コミプラ：1箇所、し尿・浄化槽汚泥：1か所におよび、3市町の生活排水系汚泥のすべてが集約化される。我が国唯一の、汚泥処理のみを担う公共下水道でもある。

なお、汚泥処理返流水は、隣接する雲南市木次三刀屋浄化センターで処理されている。

- ・【建設費の負担ルール】 国費・県費を除く市町負担分(過疎債含む)について、均等割：10%、H22国調人口比90% ← 全人口の生活排水汚泥を受入
- ・【稼働経費の負担ルール】 均等割：10%、搬入量割合：90% ← 含水率は考慮せずトラックスケールで計測(wt) ← 受入コストを削減したい団体は濃縮設備コスト+運搬コストとのバランスを考慮しつつ各々が判断

連携スキームのポイント

- ・運用中の広域行政の枠組み(広域連合)を活用した連携であること
- ・広域連合による公共下水道事業であること
- ・汚泥処理のみを担う公共下水道事業であること

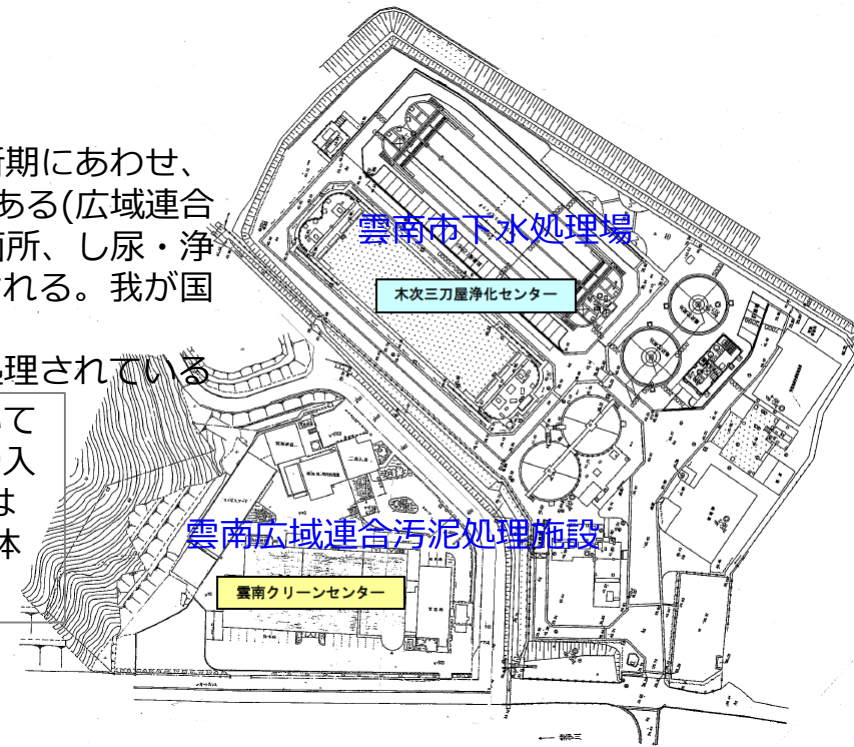
効果・メリット・デメリット

【効果・メリット】

- ・施設の共同化により、大幅な経費削減が実現されること
- ・汚泥処理返流水の受入れにより下水処理場のリン除去性能が安定（鉄系凝集剤の循環による）

【デメリット】

- ・濃縮汚泥の集約化のため、処理場間距離によっては運搬費が支障となる（しかし運搬は地元業者が担うため、地域の経済循環を考えればプラス効果が期待できる）。
- ・法体系が、汚泥処理のみを担う公営企業を想定していないため、税務会計上の矛盾が生じている。



雲南市下水道への支払額(返流水分)：円

$$= \text{雲南市汚水処理費(円)} \times \frac{\text{返流水T-N負荷量}}{\text{雲南市下水道T-N負荷量} + \text{返流水T-N負荷量}}$$

汚水処理の共同化

矢掛町公共下水道に笠岡市一部地区の汚水を受け入れ、矢掛浄化センターでの共同処理に関する事務の委託を行っている事例

平成29年度(第10回)国土交通大臣賞
＜循環のみち下水道賞＞
アセットマネジメント部門受賞

関係団体

「岡山県矢掛町」および「岡山県笠岡市」

連携開始のきっかけ

【連携開始までの経緯とその背景】

平成14年7月に既に供用開始していた矢掛浄化センターでの汚水処理共同化に関する笠岡市長から矢掛町長への申し入れを受け、共同処理の検討を開始し、平成16年10月に要望書が矢掛町に提出された。汚水処理の連携は、矢掛町・笠岡市の双方に共同処理による経済的メリットが生じる点と笠岡市北部処理区の早期整備の実現が背景にあったためである。

【検討組織】

平成16年10月に笠岡市から要望書が矢掛町に提出され具体的な協議が開始し、その翌年度の平成18年3月に下水道法事業認可を取得、平成24年3月末より笠岡市からの汚水受け入れを開始している。検討当初の組織メンバーは、矢掛町3名(課長、係長、担当)、笠岡市3名(部長、課長、係長)により構成されていた。

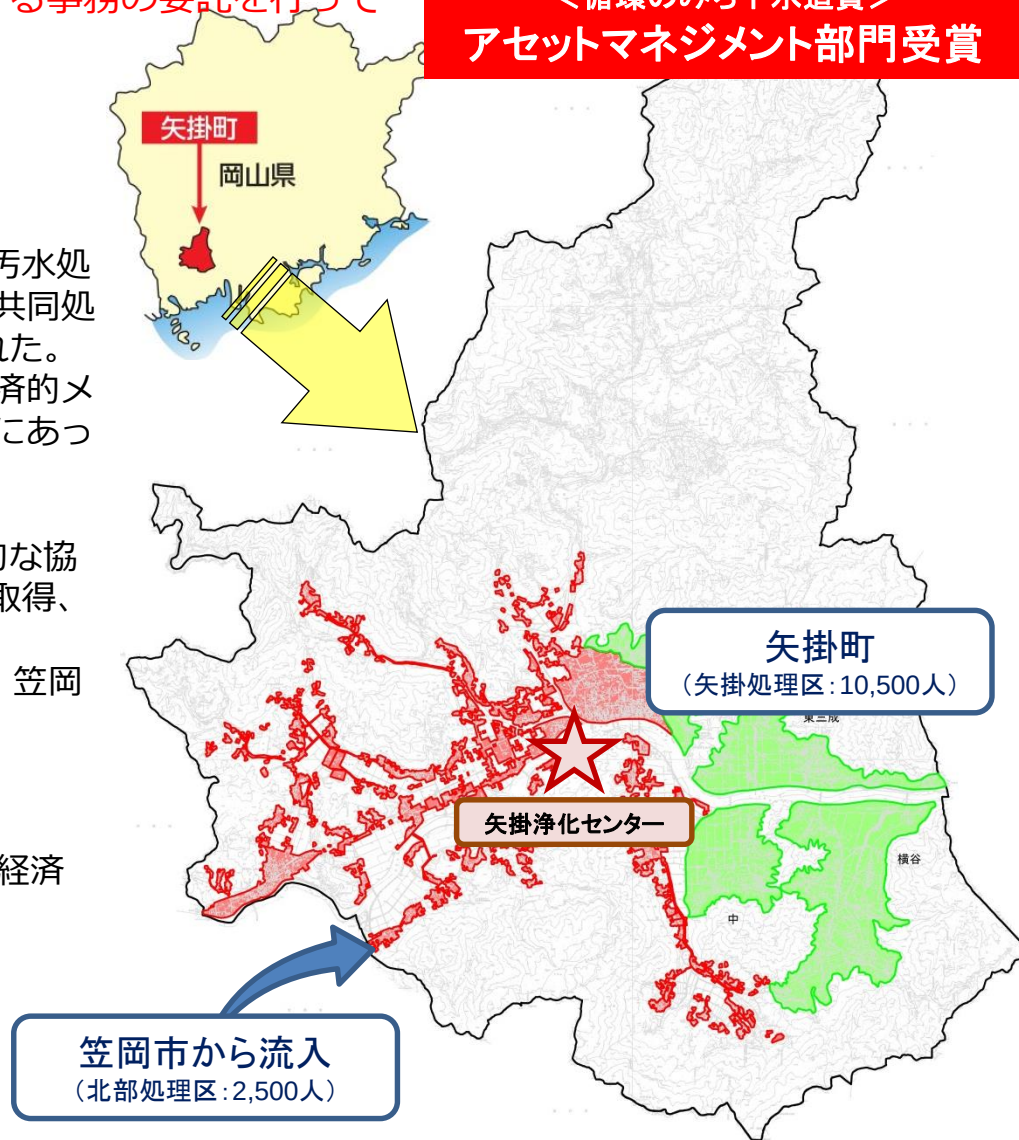
課題認識

- ①汚水処理の連携は、矢掛町・笠岡市の双方に共同処理による経済的メリットが生じる点(施設建設・維持管理コストの低減)
- ②笠岡市北部処理区の早期整備の実現

連携ブロック

【地域特性】

- ・昭和30年代より岡山県笠岡市・矢掛町中学校組合を設立し、笠岡市北部地域と矢掛町で連携を図っていた(地縁性)ことから、下水道事業での連携がしやすい状況であった。



汚水処理の共同化

矢掛町公共下水道に笠岡市一部地区の汚水を受け入れ、矢掛浄化センターでの共同処理に関する事務の委託を行っている事例

関係団体

「岡山県矢掛町」および「岡山県笠岡市」

事業の概要(アロケーション)

【笠岡市の費用負担の考え方】

1) 建設の負担

浄化センター及び流出先の矢掛町内管渠、マンホールポンプ施設について

- ・平成18年10月以前の建設費(バックアロケ)は、全体計画汚水量比率により按分した金額を負担し、矢掛町対象施設の建設費起債償還費に充当。
- ・増設及び改築更新費用は、全体計画汚水量比率により按分する。

2) 維持管理の負担

◎汚水処理負担金の算出方法

- ・汚水処理負担金 = 前年度維持管理単価 × 当該年度実績流量(計測流量)

$$+ (前年度維持管理単価 - 前々年度維持管理単価) \times 前年度実績流量$$
 - ※) 維持管理単価 = 維持管理費(需用費、役務費、委託料等) ÷ 有収水量
 - ※) 実績流量は行政区境界付近に設けた接続点の流量計により計測

◎汚水管渠の事務の委託の責任分界点

- ・責任分界点は行政界とする。
- ・接続点(1箇所)は矢掛町側に設置されており、マンホール本体は矢掛町、流量計は笠岡市が管理している。

連携スキームのポイント

- ・本事業による連携により、双方にメリット(費用負担の軽減・未普及早期解消など)のある手法であった

効果・今後の検討課題

【効果】

- ・建設及び改築・更新費用のスケールメリット創出による負担軽減

【今後の検討課題】

- ・笠岡市北部処理区の整備率・水洗化率が伸び悩んでおり、また、処理区内の人口減少が進むことから、今後安定的な汚水流入量の増加(維持管理負担金)が見込めるか不透明である。

事例⑭- 1 企業会計移行業務の共同化（JS・奈良県斑鳩町ほか2町） 「計画編(～合意形成)」

企業会計移行業務の共同化

行政人口3万人未満の自治体（3町）が共同で、企業会計移行業務（資産調査・評価、移行事務支援）を日本下水道事業団に委託している事例

関係団体

「日本下水道事業団（JS）」および「奈良県生駒郡3町（斑鳩町・三郷町・平群町）」

連携開始のきっかけ

【リーダーシップ・意識の共有化】

- ・平成25年度半ばから、斑鳩町がリーダーシップを発揮し、他の2町に声掛けし、3町合同で企業会計移行に関する検討を開始した。
⇒平成25年度に3町がJSに相談・事前協議・説明会を実施。
- ・平成26年度にJSと3町で協定を締結し、企業会計移行業務（基本計画・資産調査）を開始した。

【3町の共通点】

- ・いずれも行政人口3万人未満である。
- ・いずれも流域関連市町であり、主な下水道資産が管路資産である。
（三郷町のみ1箇所中継ポンプ場を保有）
- ・管路資産の規模も比較的同程度
⇒3町で共通点が多い上、日頃からの交流もあり業務が進めやすかった。

【その他の下水道事業に関連する検討組織】

生駒郡下水道協議会（リーダー：斑鳩町）

メンバー：生駒郡の下水道担当職員

課題認識

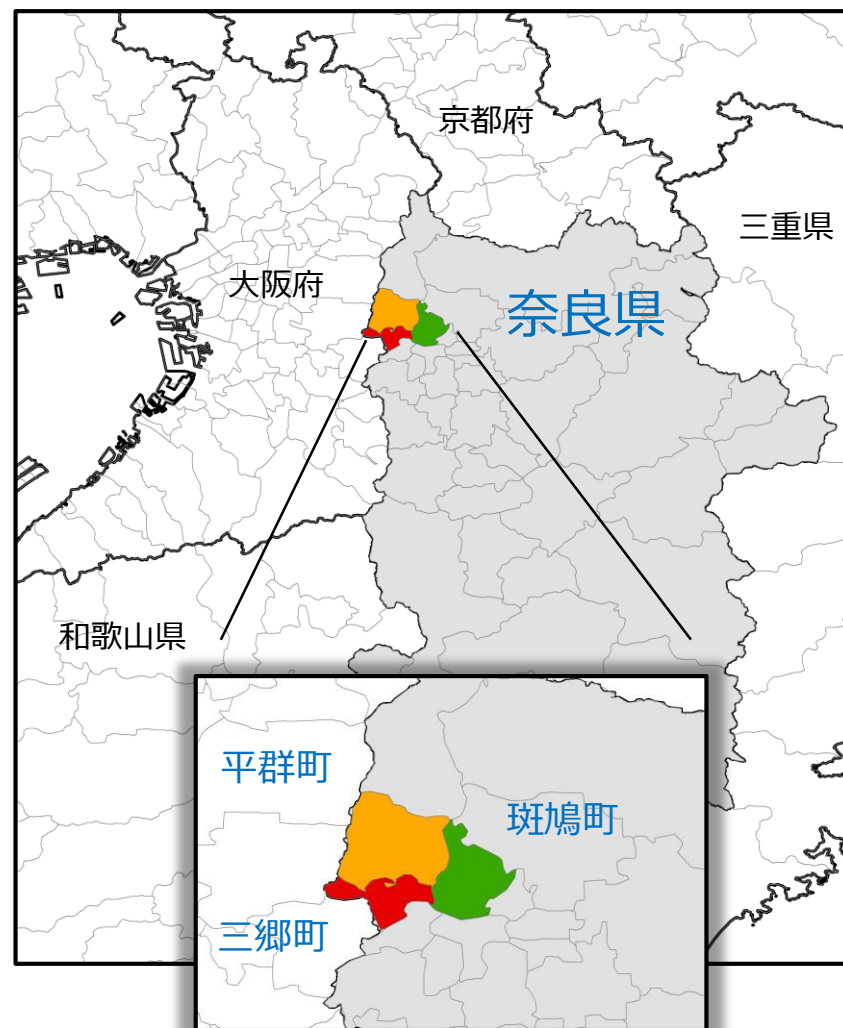
企業会計移行にあたっての諸課題

- ①下水道担当職員数の減少
- ②企業会計移行準備に対する費用

連携ブロック

【ブロック設定時に考慮した点】

- ・大和川上流流域下水道の構成市町であったこと
- ・地域性（生駒郡3町として日頃からの情報交換）



位置図

企業会計移行業務の共同化

行政人口3万人未満の自治体（3町）が共同で、企業会計移行業務（資産調査・評価、移行事務支援）を日本下水道事業団に委託している事例

関係団体

「日本下水道事業団（JS）」および「奈良県生駒郡3町（斑鳩町・三郷町・平群町）」

事業の概要

【企業会計移行業務の共同化】

- ・ 3町とJSがそれぞれで協定書・覚書を締結し（単年度ごとに1枚）、JSが業務発注（プロポーザル、特命随意契約）
- ・ 3町+JS+民間業者が一同に介して打合せや職員研修を実施

【役割分担】

- ・ 斑鳩町：幹事町（JSとの窓口、協定書・覚書のまとめ、会議室の提供等）
- ・ JS：業務発注、検査

【コスト負担】

- ・ 各町は委託費の按分方法をJSに委ねた。
- ・ JSは民間各社からとった町単位の見積ベースで委託費を按分し、各町に提示・了承を得た（覚書に負担割合を明記）

連携スキームのポイント

- ・ 行政人口3万人未満の同規模自治体による企業会計移行業務の共同化
※平成30年度より社会資本整備総合交付金等の交付にあたっての要件化
- ・ 第三者機関（JS）を介した事業スキームであること

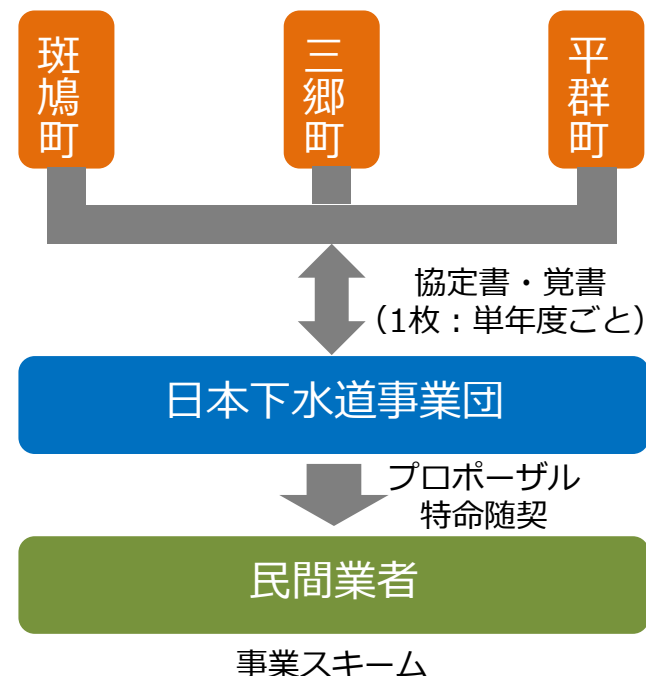
効果・メリット・デメリット

【効果・メリット】

- ・ スケールメリットによる委託費の削減効果（法適化基本計画策定・協議）
※固定資産調査、移行事務支援はスケールメリットが働きにくい傾向
- ・ 各町の横断的な情報共有、ノウハウ蓄積、相談しやすい雰囲気の構築

【デメリット（今後の課題）】

- ・ 各町における準備スケジュール（歩調）のずれ
⇒JSが個別対応し、協議の同日開催等が実現できている



項目	H26	H27	H28	H29	H30
法適化基本計画	●●				
固定資産調査	●	●	●	●	
移行事務支援		●	●	●	
システム導入 (別途)			●	●	
企業会計移行					H30.4.1移行

企業会計移行スケジュール